

摂 津 市 議 会

総務建設常任委員会記録

令和3年3月12日

摂 津 市 議 会

目 次

総務建設常任委員会

3月12日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件-----	1
開会の宣告-----	3
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名-----	3
議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査 -----	3
(総務部、建設部所管分)	
補足説明(総務部長、総務部理事、建設部長)	
質疑(塚本崇委員、松本暁彦委員、安藤薫委員)	
散会の宣告-----	67

総務建設常任委員会記録

1. 会議日時

令和3年3月12日（金） 午前9時58分 開会
午後4時43分 散会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長	野口 博	副委員長	南野直司	委員	藤浦雅彦
委員	安藤 薫	委員	塚本 崇	委員	三好義治
委員	松本暁彦				

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 奥村良夫
市長公室長兼同室次長 大橋徹之
総務部長 山口 猛 同部理事 辰巳裕志
同部参事兼資産活用課長 池上 彰 同部参事兼情報政策課長 榎納 縁
総務課長 川本勝也 同課参事 中尾昌志
防災危機管理課長 川西浩司 財政課長 森川 護
市民税課長 妹尾紀子 固定資産税課長 藤原英昭
納税課長 船寺順治 工事検査室長 江草敏浩
建設部長 高尾和宏 同部参事兼道路交通課長 永田 享
都市計画課長 杉山 剛 水みどり課長 宮城陽一
建築課長 寺田満夫 道路管理課長 井上斉之
選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 橋本英樹
消防長 明原 修

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 牛渡長子 同局主幹兼総括主査 香山叔彦

1. 審査案件（審査順）

議案第 1号 令和2年度摂津市一般会計予算所管分
議案第 9号 令和元年度摂津市一般会計補正予算（第11号）所管分
議案第 5号 令和3年度摂津市財産区財産特別会計予算

- 議案第 15 号 摂津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定の件
- 議案第 17 号 摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件所管分
- 議案第 19 号 摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 20 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 21 号 摂津市実費弁償条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 22 号 特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 23 号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 24 号 摂津市職員旅費条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 25 号 摂津市消防団条例の一部を改正する条例制定の件

(午前9時58分 開会)

○野口博委員長 ただいまから総務建設常任委員会を開会いたします。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

連日の本会議等々に引き続いての総務建設常任委員会、ありがとうございます。

本日は、過日の本会議で当委員会に付託されました案件について、ご審議をいただきますが、何とぞ慎重審査の上、ご可決いただきますようお願いいたします。一旦退席させていただきます。

○野口博委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、三好委員を指名いたします。

審査の順序につきましては、お手元に配付しております案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

暫時休憩いたします。

(午前10時 休憩)

(午前10時1分 再開)

○野口博委員長 再開いたします。

議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査を行います。

本2件について、まず補足説明を求めます。

山口総務部長。

○山口総務部長 議案第1号、令和3年度摂津市一般会計予算のうち、防災危機管理課分を除く総務部の所管分につきまして、目を追って主なものを補足説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、予算書の20ページ、款1市税、項1市民税、目1個

人は、前年度に比べ2億410万円の減額でございます。

目2法人は、前年度に比べ2億8,590万円の減額でございます。

項2固定資産税、目1固定資産税は、前年度に比べ4,800万円の増額でございます。

目2国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、前年度と同額でございます。

項3軽自動車税、目1環境性能割は、前年度に比べ370万円の減額でございます。

目2種別割は、前年度に比べ、380万円の増額でございます。

22ページ、項4市たばこ税は、前年度に比べ3,000万円の減額でございます。

項5都市計画税は、前年度に比べ180万円の増額でございます。

款2地方譲与税、項1地方揮発油譲与税は、前年度に比べ300万円の減額でございます。

項2自動車重量譲与税は、前年度に比べ1,000万円の減額でございます。

24ページ、項3森林環境譲与税は、前年度と同額でございます。

款3利子割交付金は、前年度と同額でございます。

款4配当割交付金は、前年度に比べ400万円の減額でございます。

款5株式等譲渡所得割交付金は、前年度に比べ1,700万円の増額でございます。

26ページ、款6法人事業税交付金は、前年度に比べ3,000万円の増額でございます。

款7地方消費税交付金は、前年度に比べ6,800万円の減額でございます。

款8ゴルフ場利用税交付金は、前年度に比べ10万円の減額でございます。

款 9 環境性能割交付金は、前年度に比べ 400 万円の減額でございます。

28 ページ、款 10 地方特例交付金、項 1 地方特例交付金は、前年度に比べ 3,400 万円の増額でございます。

項 2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金は、厳しい経営環境に直面している中小事業者等の償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等について、軽減措置の実施に伴う減収分を補てんするため交付されるもので、新設の項であるため 2 億円の皆増でございます。

款 11 地方交付税は、基準財政収入額の減少等により、普通交付税の交付が見込まれるため、前年度に比べ 1 億 9,000 万円の増額でございます。

款 12 交通安全対策特別交付金は、前年度に比べ 200 万円の減額でございます。

30 ページ、款 14 使用料及び手数料、項 1 使用料、目 1 総務使用料は、庁舎施設等使用料でございます。

32 ページ、目 5 土木使用料は、市営住宅使用料及び市営住宅用地使用料でございます。

項 2 手数料、目 1 総務手数料は、税務諸証明手数料、税務督促手数料、審査請求提出書類等写し等交付手数料でございます。

34 ページ、目 4 土木手数料は、自動車保管場所使用承諾証明手数料でございます。

38 ページ、款 15 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金は、番号制度システム整備費補助金でございます。

40 ページ、項 3 委託金、目 1 総務費委託金は、基幹統計調査委託金及び統計調査員確保対策事業委託金でございます。

48 ページ、款 16 府支出金、項 3 委託金、目 1 総務費委託金は、府税徴収事務委

託金でございます。

50 ページ、款 17 財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 財産貸付収入は、土地貸付収入でございます。

目 2 利子及び配当金は、各種基金利子でございます。

項 2 財産売払収入は、土地売払収入でございます。

款 18 寄附金は、一般寄附金でございます。

52 ページ、款 19 繰入金、項 1 特別会計繰入金、目 1 財産区財産特別会計繰入金は、前年度と同額でございます。

項 2 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金は、前年度に比べ 8,877 万 4,000 円の増額でございます。

目 2 公共施設整備基金繰入金は、前年度に比べ 3 億 5,507 万 9,000 円の増額でございます。

目 6 減債基金繰入金は、前年度に比べ 7 万 4,000 円の減額でございます。

54 ページ、款 20 諸収入、項 1 延滞金、加算金及び過料、目 1 延滞金は、前年度に比べ 1,380 万円の減額でございます。

項 4 雑入、目 1 滞納処分費は、前年度に比べ 9,000 円の減額でございます。

56 ページ、目 2 雑入は、市町村振興協会交付金などでございます。

60 ページ、款 21 市債は、前年度に比べ 18 億 6,730 万円の増額でございます。なお、本年度発行予定の市債の内訳といたしまして、目 1 総務債は、新味舌体育館建設事業債でございます。

目 2 民生債は、市立みきの路空調給湯設備等改修事業債、民間保育所施設整備補助事業債、子育て総合支援センター大規模改修事業債及びとりかいこども園建設事業債でございます。

目3衛生債は、斎場火葬炉設備改修事業債、廃棄物広域処理推進事業債及び借換債でございます。

目4土木債は、フォルテ摂津自転車駐車場改修事業債、橋梁長寿命化修繕事業債、千里丘三島線道路改良事業債、正雀南千里丘線外2路線道路改良事業債、排水路ポンプ場施設整備事業債、味舌ポンプ場電気設備更新事業債、阪急連続立体交差事業債及び千里丘西地区再開発事業債でございます。

62ページ、目5教育債は、小・中学校屋内運動場空調設備整備事業債及び借換債でございます。

目6臨時財政対策債は、普通交付税の交付に伴い、発行が見込まれるものでございます。借入限度額及び借入方法等につきましては、9ページの第3表、地方債に記載のとおりでございます。

続きまして、歳出でございますが、68ページ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、72ページまでに記載のとおり、内部事務に係る経費などでございます。

目2文書広報費は、郵送や印刷事務に係る経費などでございます。

74ページ、目4財産管理費は、庁舎や集会所に係る維持管理経費などでございます。

78ページ、目9電子計算費は、庁内の電子計算処理に係る経費でございます。

86ページ、目17諸費は、地区集会所補修費補助金でございます。

目18財政調整基金費から、88ページ、目20減債基金費までは、各種基金利子を積み立てるものでございます。

項2徴税費、目1税務総務費、及び90ページ、目2賦課徴収費は、税務事務に係

る経費でございます。

98ページ、項5統計調査費、目1統計調査総務費は、統計調査に係る経費でございます。

100ページ、目2基幹統計調査費は、各種基幹統計調査に係る経費でございます。

160ページ、款7土木費、項5住宅費、目1住宅管理費は、市営住宅の管理に係る経費でございます。

200ページ、款10公債費、項1公債費、目1元金は、前年度に比べ2億2,652万8,000円の減額でございます。

目2利子は、前年度に比べ3,218万円の減額でございます。

款11予備費は、前年度と同額でございます。

以上、令和3年度摂津市一般会計予算の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第9号、令和2年度摂津市一般会計補正予算(第11号)のうち、防災危機管理課分を除く総務部の所管分につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず初めに、9ページから11ページ、第4表、地方債の補正をご覧ください。

追加といたしまして、道路等整備事業、交通安全施設整備事業、小学校トイレ改修事業、小・中学校照明器具改修事業及び減収補てん債につきまして、新たに起債の同意が見込まれるものでございます。

変更につきましては、市立みきの路空調給湯設備等改修事業及び阪急連続立体交差事業に係る起債の限度額を変更するものでございます。

次に、歳入でございますが、16ページ、款14使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料につきましては、庁舎施設等

使用料を37万6,000円減額しております。

18ページ、款15国庫支出金、項3委託金、目1総務費委託金につきましては、基幹統計調査委託金及び統計調査員確保対策事業委託金を2,148万円減額しております。

20ページ、款17財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入につきましては、156万2,000円減額しております。

項2財産売払収入、目1不動産売払収入につきましては、5,000万円減額しております。

22ページ、款18寄附金、項1寄附金、目1寄附金につきましては、一般寄附金を737万5,000円増額しております。

款20諸収入、項4雑入、目1滞納処分費につきましては、30万9,000円減額しております。

24ページ、款21市債、項1市債、目4土木債、道路等整備事業債及び交通安全施設整備事業債、目6教育債、小学校トイレ改修事業債及び小・中学校照明器具改修事業債は、国の補正予算に伴うもので、目7減収補てん債は、新型コロナウイルス感染症の影響による減収を補填するため、令和2年度に限り、発行対象となる税目が追加されたことから、新たに起債の同意が見込まれるものでございます。

目2民生債、市立みきの路空調給湯設備等改修事業債につきましては、事業の延期のため、目4土木費の土木債のうち、阪急連続立体交差事業債は、国費配当に伴い今年度の事業費が確定したため、それぞれ起債発行額を変更いたしております。

続きまして、歳出でございますが、26ページから30ページ、款2総務費、項1

総務管理費、目1一般管理費、目2文書広報費、目4財産管理費及び目9電子計算費につきましては、決算見込みにより減額するものでございます。

32ページ、目18財政調整基金費につきましては、今回の補正財源を調整するため、歳入歳出の差額を積み立てるものでございます。

項2徴税費、目1税務総務費、及び34ページ、目2賦課徴収費につきましては、決算見込みにより減額するものでございます。

36ページ、項5統計調査費、目1統計調査総務費及び目2基幹統計調査費につきましては、決算見込みにより減額するものでございます。

64ページ、款10公債費、項1公債費、目1元金及び目2利子につきましては、決算見込みにより減額するものでございます。

以上、議案第9号、令和2年度摂津市一般会計補正予算（第11号）の補足説明とさせていただきます。

○野口博委員長 続きまして、辰巳総務部理事。

○辰巳総務部理事 議案第1号、令和3年度摂津市一般会計予算のうち、総務部所管の防災危機管理課分につきましては、目を追って、主なものを補足説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、予算書の40ページをお開き願います。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目6消防費国庫補助金の社会資本整備総合交付金は、ハザードマップ作成に係る交付金でございます。

続きまして、歳出でございますが、80ページ、款2総務費、項1総務管理費、目

目 10 防犯対策費は、防犯対策に係る経費などでございます。

次に 168 ページ、款 8 消防費、項 1 消防費、目 4 災害対策費は、防災活動に係る経費などでございます。

以上、令和 3 年度摂津市一般会計予算のうち、防災危機管理課所管分の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 9 号、令和 2 年度摂津市一般会計補正予算(第 11 号)のうち、防災危機管理課所管分につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、22 ページをお開き願います。

款 18 寄附金、項 1 寄附金、目 1 寄附金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業への指定寄附金 468 万円を計上しております。

続きまして、歳出でございますが、30 ページ、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 10 防犯対策費につきましては、決算見込みにより減額するものでございます。

58 ページ、款 8 消防費、項 1 消防費、目 4 災害対策費につきましては、決算見込みにより減額するものでございます。

以上、議案第 9 号、令和 2 年度摂津市一般会計補正予算(第 11 号)のうち、防災危機管理課所管分の補足説明とさせていただきます。

○野口博委員長 続きまして、高尾建設部長。

○高尾建設部長 議案第 1 号、令和 3 年度摂津市一般会計予算のうち、建設部所管分につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、予算書の 32 ページ、歳入でございます。

款 14 使用料及び手数料、項 1 使用料、

目 4 農林水産業使用料は、法定外水路占用料でございます。

目 5 土木使用料のうち、道路占用料、公園占用料、駐車場用地使用料でございます。

次に、34 ページ、項 2 手数料、目 1 総務手数料のうち、道路管理課所管の諸証明手数料でございます。

目 3 農林水産業手数料は、水路敷地境界明示手数料及び同膳本交付手数料でございます。

目 4 土木手数料のうち、道路敷地境界等明示手数料をはじめ、開発許可等手数料などでございます。

次に、38 ページ、款 15 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 4 土木費国庫補助金は、都市再生地籍調査委託補助金や社会資本整備総合交付金の交通安全対策、41 ページに続きまして、同交付金の狭隘道路拡幅整備助成金などでございます。

次に、46 ページ、款 16 府支出金、項 2 府補助金、目 6 土木費府補助金は、耐震改修補助金や都市再生地籍調査委託補助金、49 ページに続きまして、権限移譲交付金などでございます。

次に、項 3 委託金、目 2 土木費委託金は、河川環境整備工事委託金などでございます。

次に、50 ページ、款 17 財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 財産貸付収入は、2 行目、道路交通課所管の土地貸付収入でございます。

次に、52 ページ、款 19 繰入金、項 2 基金繰入金、目 5 緑化基金繰入金は、緑化推進事業への緑化基金繰入金でございます。

次に、58 ページ、款 20 諸収入、項 4 雑入、目 2 雑入のうち、都市計画図売却収入をはじめ、建築確認申請者負担金、自転

車自動車駐車場指定管理者納付金などでございます。

歳入は、以上でございます。

続きまして、140ページ、歳出でございます。

款5農林水産業費、項1農業費、目4農業水路費は、水路台帳作成業務委託料をはじめ、143ページに続きまして、神安土地改良区負担金などでございます。

次に、146ページ、款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費は、土木維持作業業務委託料などでございます。

次に、148ページ、目2交通対策費は、指定管理者への駐車場管理委託料や公共施設巡回バス運行管理業務委託料などでございます。

次に、項2道路橋りょう費、目1道路橋りょう総務費は、151ページに続きまして、千里丘駅前広場やモノレール駅前広場の管理委託料などでございます。

続きまして、目2道路維持費は、修繕料、道路維持工事などでございます。

目3交通安全対策費は、153ページに続きまして、交通安全対策工事や千里丘三島線東側道路改良事業に係る土地購入費や移転補償費などでございます。

次に、項3水路費、目1排水路費は、ポンプ場施設等維持管理業務委託料をはじめ、155ページに続きまして、味舌ポンプ場水路系施設電気設備更新工事などでございます。

次に、項4都市計画費、目1都市計画総務費は、157ページに続きまして、都市計画マスタープラン策定委託料や狹隘道路拡幅整備助成金などでございます。

目2街路事業費のうち、3行目の都市計画課所管の都市景観事業に係る報償金、普通旅費、159ページに続きまして、印刷

製本費でございます。それ以外は、駅前等再開発特別委員会に関するものでございます。

目3緑化推進費は、摂津市緑化推進連絡会補助金などでございます。

目4公園管理費は、修繕料や公園管理委託料などでございます。

次に、168ページ、款8消防費、項1消防費、目3水防費は、淀川右岸水防事務組合負担金などでございます。

以上、令和3年度摂津市一般会計予算の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第9号、令和2年度摂津市一般会計補正予算(第11号)のうち、建設部所管分につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、同予算書18ページ、歳入でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金は、自転車通行空間整備事業や未就学児移動経路対策事業の交通安全対策に係る増額予算と併せまして、社会資本整備総合交付分の国補助金の額確定に伴い補正するものでございます。

次に、20ページ、款16府支出金、項2府補助金、目6土木費府補助金は、大阪府の補助金額確定に伴い補正するものでございます。

次に、50ページ、歳出でございます。

款5農林水産業費、項1農業費、目4農業水路費は、水路台帳作成業務委託料の契約等に伴う年度末見込額を補正するものでございます。

次に、52ページ、款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費は、庁用器具費の執行等に伴う年度末見込額を補正するものでございます。

目2交通対策費は、55ページに続きま

して、交通安全対策工事の契約等に伴う年度末見込額を補正するものでございます。

次に、項2道路橋りょう費、目1道路橋りょう総務費は、機械器具費の執行等に伴う年度末見込額を補正するものでございます。

目2道路維持費は、道路照明灯点検業務委託料や道路維持工事の国補助金の活用に伴い補正するものでございます。

目3交通安全対策費は、用地測量委託料の契約等に伴う年度末見込額、また、交通安全対策工事の国補助金の活用に伴い補正するものでございます。

次に、56ページ、項3水路費、目1排水路費は、味舌ポンプ場水路系維持管理業務委託料の契約等に伴う年度末見込額を補正するものでございます。

項4都市計画費、目1都市計画総務費は、空家解体補助金の年度末見込みなどにより補正するものでございます。

目2街路事業費は、報償金の年度末見込みにより補正するもので、それ以外は、駅前等再開発特別委員会に関するものでございます。

目4公園管理費は、ちびっこ広場管理補助金の年度末見込みにより補正するものでございます。

以上、令和2年度摂津市一般会計補正予算の補足説明とさせていただきます。

○野口博委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

塚本委員。

○塚本崇委員 まず、予算概要22ページ、情報政策課、情報化推進事業。これは予算書の8ページ、汎用電子申請システム運営事業にも関わってくると思いますが、各施設先のオンラインについて、質問させていただきます。

行政におけるデジタル化の取り組みは、民間に比べて非常に遅れている状態であると考えております。コロナ禍においても行政の事務のオンライン化は必須であると考えています。

今回の市政運営の基本方針においても、行政事務においては保育所の入所事務、オンライン受付を本格的に導入されると聞き及んでおりますけれども、このオンライン受付の概要、今後他の業務についてもどのように拡充していくのか、その考え方をお聞かせください。

二つ目です。予算概要の22ページです。防災危機管理課の防犯カメラ設置事業についてです。

この防犯カメラについては、何度も質問させていただいております。我が会派としても、増設を望んでおりますが、今回の令和3年度予算の中では、新たに20台の防犯カメラの設置と、経年劣化が見られる80台、こちらの部分についての更新が予定されていると聞き及んでおります。

まずは、その原点とも思える部分なんです。この防犯カメラの意義や効能について、摂津市としてどのように認識されているのか、ご説明をお願いいたします。

三つ目でございます。予算概要86ページ、道路管理課です。これも一般質問で質問させていただいているかと思うんですけれども、JR千里丘駅東口のペデストリアンデッキにおける連絡通路の雨漏りについて、指摘させていただいております。

その後の対応について、今回の予算でどのように対応されるのか、お答えをお願いいたします。

四つ目でございます。予算概要90ページ、特定空家対策事務事業についてです。本市においては、空き家対策の基本方針

を示しました摂津市空家等対策計画を平成31年3月に策定されていると思います。

令和元年度からこの計画に基づいて、所有者に対する空き家の適正管理を前提とする危険な空き家に対して、空家等の推進に対する特別措置法を使った措置を講じて取り組みを進めておられると思います。この助言で、改正が見られなかった物件を特定空き家等に認定して、指導を改正して促したところ、ようやく所有者と連絡が取れて、除去に向けて協力交渉を続けておられていると思います。

この部分について、ご説明をお願いいたします。

続いて、予算概要94ページについて、これも以前質問させていただいておりますが、公園遊具の点検業務。毎年遊具の点検が行われていると思います。令和2年度の点検結果について、教えてください。

以上、5点でございます。

○野口博委員長 楨納部参事。

○楨納総務部参事 それでは、情報政策課が関わりますご質問にお答えさせていただきます。

主要事業に掲げます申請・届出等に関する汎用受付システムを導入し、各種手続のオンライン化ということで、パソコンやスマホから行政手続が可能となる仕組みを整理するものでございます。

新型コロナウイルス感染症の流行もあり、市民が市役所に足を運ぶことなく自宅などから手軽に申請・届出が可能となる汎用電子システムを導入いたします。

このシステムは、既に昨年10月に保育所の入所申請において実行させていただき、その結果、半数以上の方に電子申請をご利用いただきました。

今後につきましては、人事課の職員採用に係る申込み、また総務課の情報公開請求に関する手続等での利用を進めてまいりたいと考えております。また、5年後には総務省による利用促進対象手続全てを取り入れることができるよう、進めてまいりたいと考えております。

○野口博委員長 川西課長。

○川西防災危機管理課長 では、防犯カメラに関します認識等のご説明でございます。予算概要22ページでございます。

まず、この防犯カメラの設置なんですけれども、目的は犯罪抑制であつたり、また犯罪が発生した際には、事件の早期解決、これを目的に設置したものでございまして、市民の皆様の安全・安心を下支えするものという認識でございます。

あと効能というお問い合わせでございますが、市内の犯罪件数に目を向けましても、年々犯罪件数は減少しております。具体的には、平成25年度では、市内の犯罪件数大体1,300件あつたんですけれども、今それが一番最新のデータの令和元年では700件程度にまで半減しております。

これは様々な防犯活動の成果ではございますが、防犯カメラについても一定寄与しているものと我々は認識をいたしております。

以上でございます。

○野口博委員長 井上課長。

○井上道路管理課長 それでは、3番目のご質問のJR千里丘駅前の連絡通路の雨漏りについてお答えいたします。

JR千里丘駅東口の連絡通路の雨漏りにつきましては、これまでも屋根の目地材の老朽化による防水工事や排水施設の修繕を行ってまいりました。対策後もそのほかの場所でまた雨漏りが生じるという

状況で、継続的に対応をしているところでございます。

令和2年度につきましても、通行に支障のない位置に雨どいの排水口を設けるなどの対応を行っておりますが、令和3年も引き続き、雨漏りの症状が見受けられたところにつきましては、修繕を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○野口博委員長 寺田課長。

○寺田建築課長 それでは、予算概要90ページの特定空き家対策事務事業の現状についてのお問いにお答えさせていただきます。

先ほど委員からもご案内いただいたとおりで、令和元年度から空き家等対策特別措置法に基づいた法的措置を講じさせていただいているところでございます。

具体的に、令和2年度の取り組みといたしましては、令和2年2月に認定いたしました特定空き家等1件、これについて、空き家法第14条第1項による指導で改善を促したところ、ようやく所有者様とご連絡が取れ、除却に向け、交渉を続けてきたところでございます。

しかしながら、所有者の対応について我々が考えている以上になかなかちょっと進んでいない状況でもございます。相手方については、除却に向けた意思は見せておられるものの、相続人が複数いらっしゃるということで、我々としてしましては、これ以上の放置が懸念されますことから、同法の次の勧告という段階へ引き上げるため、調査実施や有識者によります懇談会の意見聞き取りを踏まえ、判断していきたいと考えております。

また、計画策定時におけます特定空き家等の候補が法的な措置による改善の成果

が一定得られましたことから、2巡目として、近隣住民から苦情通報を受けた案件を特定空き家等の候補2件を抽出いたし、さらに法的措置を講じていくことといたしております。

一方、それ以外の空き家対策といたしまして、所有者の適正管理を周知啓発する取り組みを行う中で、令和2年4月に不動産関係2団体と連携協定を締結いたし、空き家所有者が適正管理や利活用など、気軽に相談いただける取り組みも併せて展開しているところでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 宮城課長。

○宮城水みどり課長 それでは、5番目のご質問の公園遊具点検業務における令和2年度の点検結果について、お答えいたします。

本市で管理しております公園遊具の点検対象基数は、令和2年度では都市公園に303基、ちびっこ広場に343基の合計646基でございます。

点検方法につきましては、国土交通省の都市公園における遊具の安全確保に関する指針に基づき、遊具の専門家と共に年に一度総点検を実施しております。

判定基準といたしましては、安全であるA判定から利用停止のD判定まで4段階あり、令和2年度の点検結果といたしましては、A判定が59基、B判定が510基、C判定が76基、D判定が1基でございました。

以上です。

○野口博委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

まずは、オンライン手続についてです。オンライン手続の方向性については、理

解させていただきました。今後オンライン対象となる手続をふやして、市民にとってより便利な行政サービスを提供していただけと考えています。

しかし一方で、オンライン手続により個人情報保護する面で不安も出てこようかと思います。これに対して、セキュリティー面でどのような対策を講じられているのか、お教えてください。

そして、二つ目でございます。防犯カメラの定義については、理解いたしました。しかし一方で、防犯カメラもプライバシーの映像を撮影することになることから、プライバシーの面から厳格な運用が求められる、そういうふうに考えます。

具体的には、防犯カメラの映像は、どのように活用されているのか、そして、年間の映像データの活用件数、こちらも含めてお答えいただければと思います。

三つ目でございます。連絡通路の雨漏りの対策については、理解しました。しかしながら、老朽化による部分、そして雨漏り、既に腐食が始まっている部分、こちらについては、雨漏りや鋼材の腐食がどんどん進んでいくのではないかと懸念しております。

よって、抜本的な対策が必要ではないかと考えておりますが、その点についてご回答をお願いいたします。

そして、空き家対策についてです。全国的な少子高齢化が進んでいくこの状況は、本市でも今年度をピークに少子高齢化がさらに進んでいくというような人口ビジョンもございます。

その中で、空き家が今後もふえていくという考え方の中で、定住人口をふやしていくという対策は、どのようなものが考えられるか、そのビジョンについてお答え願え

ればと思います。

続きまして、公園維持管理事業です。

遊具の点検結果については、理解いたしました。今後の遊具の更新については、どのように遊具を選定されていくのか、改めてお考えをお聞かせください。

以上、5点、よろしくお願いいたします。

○野口博委員長 榎納部参事。

○榎納総務部参事 それでは、情報政策課に関わりますご質問にお答えさせていただきます。

オンライン手続におけるセキュリティーのご質問だったかと思います。今回情報政策課において導入を予定しております汎用電子申請システムにつきましては、一般のインターネット上のクラウドサービスではなく、L G W A N—A S P方式のものを想定しております。

このL G W A N—A S P方式は、高度なセキュリティー対策を施した行政専用ネットワークであります。このL G W A Nを利用してサービスを提供するものであり、マイナポータル、また電子申告のe L T A X等でも使われております、安全性の高い形態となっております。

委員には以前にもセキュリティーについてのご質問をいただきました。そういったご指摘も踏まえ、セキュリティーをしっかりと確保した上で手続のオンライン化を推し進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 川西課長。

○川西防災危機管理課長 では、防犯カメラに関します2回目のご質問にお答えいたします。

防犯カメラの映像の活用についてと、あとプライバシーの兼ね合いなんですけれ

ども、その映像データの活用につきまして
は、ガイドライン、これを設けまして厳格
に取り扱いを定めております。

具体的にデータ活用できる場合として
は、3点ガイドラインで定めているんです
けれども、まず、法令等の定めがあるとき。
二つ目に人の生命、身体または財産を保護
するために、緊急かつやむを得ないと認め
られるとき。最後に犯罪捜査機関から犯罪
捜査の目的により要請を受けた場合であ
って、公益上必要と認められるとき。この
3点に限定しております。

ただ、これまで振り返りますと、実際に
データを活用したケースというのは、警察
からの犯罪捜査、もうこれが全てでござい
ます。

件数といたしましては、大体年間で20
0件程度のデータ活用、データ提供をして
おります。

以上でございます。

○野口博委員長 井上課長。

○井上道路管理課長 それでは、J R 千里
丘駅の連絡通路での雨漏りの継続的な修
繕をする中での抜本的な対策についてで
ございますが、J R 千里丘駅におきまして
は、西地区の再開発事業が進められてお
りますが、これに併せまして、駅舎通路の改
修の検討を進めており、駅舎通路につな
がる東口の連絡通路の大規模修繕につ
きましても、同時期の実施を検討してま
いりたいと考えております。

また、それまでの間につきましても、こ
れまでどおり道路巡視などの日常管理で
雨漏りが発見された場合には、屋根の防
水目地や雨どい、排水施設等の修繕を実
施してまいりたいと考えております。

○野口博委員長 寺田課長。

○寺田建築課長 2 回目のご質問にお答

えいたします。

本市におきましては、第4次総合計画、
人口ビジョンやまち・ひと・しごと創生
総合戦略など、定住人口増加や合計特殊
出生率の上昇に向けた施策の展開が全庁
的に取り組まれているところでございま
す。

建築課所管での事業につきましては、第
4次総合計画基本計画に掲げます住宅環
境を整備し、安心して居住できるまちに
向けた施策として、様々取り組んでいる
ところでございます。

大きく二つございまして、まず1点目は、
多世代同居・近居支援事業でございます。
三世代ファミリースマイルサポート制度
といたしまして、新たに市内で同居また
は近居される親、子、孫にわたる世代に
つきまして、住宅の取得、リフォームや
転居への助成支援の取り組みでございま
す。

次に、二つ目といたしまして、狹隘道
路整備事業でございます。高度成長期以
降、駅周辺等のスプロール開発によりま
す幅員が4メートル未満、行き止まりの
多い、旧耐震基準の老朽木造住宅が密集
し、また長期間管理されないままの空き
家が顕在化している区域と重なってまい
ります。

また、都市整備事業。特に千里丘西地
区再開発による魅力のある良質な住宅
供給が見込まれており、これら周辺区域
を新たに今回重点整備地区に特定をいた
し、エリア内の住宅開発や建築行為に合
わせた狹隘道路の拡幅整備へ助成支援を
推進し、開発や建築指導を通じて、良好
な住環境の形成を図る取り組みを考えて
おります。

以上でございます。

○野口博委員長 宮城課長。

○宮城水みどり課長 それでは、2 回目
のご質問にお答えいたします。

遊具の更新は、さきの点検結果に基づき、

その補修に併せて更新を行っております。

遊具につきましては、大型遊具や特色ある遊具を望む声があることは認識しておりますが、設置には子どもの落下や飛び出し等の安全性を最優先した遊具を設定する必要があります。また、限られた予算で数多くの対策も必要であることから、更新時には複合遊具など、遊びの機能や人気といった視点も考慮し、選定しているところでございます。

以上です。

○野口博委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 ありがとうございます。オンライン手続については、今後ますます重要化されることから、ぜひとも早期に向けて、着手していただければと思います。お願いいたします。1点目については、以上です。

2点目です。こちらにも非常に犯罪件数が減っているというところは十分に効果を発揮しているというところで考えていますが、先般もありましたように、まだまだ平均値から比べると、少ない状況でございますので、まだ今後も拡充に向けた取り組みを進めていただければと考えています。よろしくお願いします。

三つ目でございます。ペDESTリアンデッキの修繕については、また私も見かけたらご相談に上がりますので、ぜひともまたよろしくお願いいたします。

特定空き家対策についてですが、先ほどありました、狹隘道路を含めた、特に、千里丘地区については、重点地区として狹隘道路対策地区が設定されておりますので、やはり今後の再開発を含めて、魅力ある都市づくりに関して、進めていく上のそういった対策をぜひとも今後も継続して進めていっていただきたいと思います。よろし

くお願いします。

5点目でございます。確かに予算など大変な事業ではあると考えておりますが、やはり摂津市は狭い中でも公園が非常に多い部分があります。お隣の茨木市なんかでいいますと、やっぱり土地が多い分、非常に遊具も大きい物が設置されていて、多少高価に見える部分がございますので、工夫していただいて、何か子どもたちが楽しんでいただけるような遊具設置を改めてお願いいたします。

私からは、以上となります。

○野口博委員長 塚本委員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

(午前10時53分 休憩)

(午前10時59分 再開)

○野口博委員長 再開します。

松本委員。

○松本暁彦委員 おはようございます。

それでは、引き続きまして質問をさせていただきます。

質問については、もう皆さんご存じの事業については、1回目で制度の概要を聞くことなく質問させていただきたいと思えます。また、新規事業については、しっかりと概要等をお聞かせいただければなと思いますので、よろしくお願いいたします。また、所管課ごとにまとめているので、そういう形でお聞きさせていただきます。

まず、1点目。こちら財政課のほうになると思うんですけども、令和3年度の歳入と歳出は過去最高になっているというところを認識しております。

改めてその令和3年度の特徴について、どのようなものか、改めて概要をお聞かせいただきたいと思います。併せて、今後この予算規模、果たして今後増加するのか、

また減少するのかと。今後の方向性について、お聞かせいただきたいと思います。

続きまして、2 点目。情報政策課のところで、主要事業の 18 ページに自治体専用チャットについて記載をしております。この点、この内容について改めてお聞かせをしていただきたいと思います。また併せて、その効果、メリットについてどのようなものか、お聞かせください。

続きまして、3 番目。同じく主要事業の 18 ページ、これも情報政策課になります。テレワークの取り組みについてです。

令和 2 年度、コロナ禍においてテレワークが大幅に推進をされました。令和 3 年度はさらに推進していくということだと思うんですけども、その推進の考え方について、お聞かせいただきたいと思います。

続きまして、4 番目。こちら予算概要 38 ページ、総務課のほうになります。基幹統計調査事業について。

こちらの基幹統計調査事業について、令和 3 年度に基幹統計調査が行われるということで、こちらは経済センサス活動調査とお聞きをしております。

この調査は、我が国の全作業分野における事業所及び企業の経済活動の状態を全国的に明らかにするということの情報整備を図るものと認識をしております。国勢調査に次ぐ、大規模な調査というところですけども、その調査の重要性、そして本市の調査体制、そしてその対象などをお聞かせください。

続きまして、5 番目。これは補正予算書の 23 ページの寄附金でございます。この寄附金において、ふるさと納税が含まれるものと認識をしておりますけれども、昨年から使途選択制も始まっております。それを踏まえて、ふるさと納税の現況、昨年等

の比較も含めて教えていただきたいと思います。

続きまして、6 番目。こちらは市民税課のほうになります。

主要事業の 18 ページのほうに、所得課税証明書のコンビニ交付サービス追加についてと書かれております。この点もやはりコロナ禍でそういったコンビニ交付サービス等、市役所に来なくてもサービスを受けられるという 1 点でよりよいのかなと認識をしておりますけれども、改めて、この事業の概要並びにそのメリットについて、どのように考えているのか、お聞かせください。

次に、7 番目。これも同じく市民税課のところで主要事業の 18 ページのスマホ決済についてと。

こちらにも特に新型コロナウイルス感染症の関係におきまして、スマホ決済が非常に世間一般的にも普及をしつつあるという認識をしております。その中で、よりよいメリットになるのかなと、市民サービス向上になるのかなと認識をしておりますが、改めてこの事業内容とメリットについてどのようなものか、お聞かせください。

続きまして、8 番目。こちら固定資産税課のほうになります。

予算概要の 200 ページを見ますと、固定資産税というのはコロナ禍においても、非常に重要な財源だというふうに認識をしております。本年度の財政においても、昨年におかれても、歳入に占める割合が高いものとなります。この税の確保というのは非常に重要な取り組みと認識をしております。その上で、令和 3 年度というのは、評価替えの年と認識をしておりますけれども、地価の動向というものはどうなっているのか、その点をお聞かせください。

続きまして、9 番目。こちらは資産活用課のほうになります。

予算概要 16 ページの市立集会所管理委託料。こちらにつきましては、委託料の増額と認識をしております。なぜその増額になったのか、その経緯と、増額をした効果について、どのように考えているのか、お聞かせください。

続きまして、10 番目。予算概要の 18 ページ、公共建築物構造躯体劣化調査委託料です。

こちら新規事業というところで、FM 推進計画を策定された上で、さらに推進していくものと認識をしておりますけれども、こちらの委託料の中身、事業内容について、どのようなものか、お聞かせください。

続きまして、11 番目。防災危機管理課に当たるところで、予算概要の 22 ページ、防犯カメラ設置事業です。

この事業につきましては、我が会派としても要望しており、増設等について評価をいたします。そこで、20 台の増設ということですが、具体的な設置について、警察とどのように協議をされているのか、どのようなものか、その点をお聞かせください。

続きまして、12 番目。予算概要 102 ページ、防災訓練事業です。

こちら形式な防災演習からより実践的な防災訓練に変更されるというところは認識しておりますけれども、この防災訓練の事業内容と進め方について、どのようなものか、お聞かせください。

続きまして、13 番目。こちらは主要事業一覧の 6 ページに記載されております、地域防災計画の修正。予算概要にも記載はされております。こちらの地域防災計画の修正については、具体的にどこをどのよう

に修正をしていくのか、そのお考えをお聞かせください。

続きまして、14 番目。予算概要 104 ページ、防災ブックについてです。

代表質問等でもお聞きをしておりましたが、こちらは自助強化を後押しするものと認識をしております。評価いたします。

しかしながら、自助強化をするということで情報提供だけにとどまらず、平素からの避難準備あるいは実際の有事での避難の迅速行動を促す工夫、行動を促すというところもしっかりと意識づける必要もあると思いますけれども、その点どのように考えているのか、その工夫について必要と考えますけれども、見解についてお伺いしたいと思います。

続きまして、15 番目。同じく予算概要の 104 ページの防災士取得費用助成金についてというところで、こちらについては、取得するにはもう防災サポーターになることが求められると思うということです。この防災サポーターについて、昨年、一昨年とされている中で、今後の取り組みについて、どのように考えているのか、お聞かせください。

続きまして、建築課のほうに行きます。

予算概要の 92 ページの狹隘道路整備事業。こちらについては、新制度ということで、代表質問でもいろいろとお聞きをしております。それを踏まえて、改めてその現行制度と新制度の違いなどについて、その効果等も含めてお聞かせください。

続きまして、17 番目。水みどり課のほうに移ります。

予算概要 94 ページの電気機関車等公開事業についてですが、例えば昨年の 6 月の私の一般質問で、でっかな野望ブ

プロジェクトの取り組み等と連携していくと言われている中で、委員会の中でもシティプロモーションと連携することで、価値向上をしていくことについて提言をしており、その具体化ということで高く評価をいたします。改めて、新幹線公園の新たな取り組みについては、どのようなものかお聞かせください。

続きまして、18番目。予算概要の94ページの公園遊具補修事業についてというところで、こちらについて、昨年から未就学児用遊具を強化していく上で、バケット型ブランコの設置をしていただいております。それを踏まえて、令和3年度、改めてどのように進めていくのか、その点をちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

続きまして、19番目。予算概要88ページの水位計設置工事についてですけれども、こちらの現在の進捗状況と併せて令和3年度の取り組みについて、どのようなものか、お聞かせください。

そして、また同じく予算概要88ページの味舌ポンプ場水路系施設電気設備更新工事について。この点、経緯とその中身についてお聞かせください。

続きまして、21番目。予算概要90ページ、都市計画課のモノレール駅可動式ホーム柵設置事業です。

この事業については、去年のモノレール南摂津駅の次の取り組みとしてモノレール摂津駅での設置と認識をしております。

安全確保につながるもので評価をしておりますけれども、その上で、国や府、あるいは鉄道会社、そして市として、この取り組みについて、方向性についてですが、本市にはモノレール以外の駅もございません。その点、お聞かせいただきたいなと思

います。

続きまして、22番目。こちら道路交通課のほうに移ります。

予算概要の88ページの交通バリアフリー整備事業について。こちらの事業内容とその構想、そして進捗状況について、どのようなものか、お聞かせください。

そして、23番目。同じく予算概要88ページ、正雀南線千里丘線外2路線道路改良事業、こちらについては毎回お聞きをさせていただいて、事業ということで、委託料についての進捗状況と今年度の取り組み、併せて、今後の方向性についても一緒にお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

同じく予算概要88ページ、千里丘三島線（東側）道路改良事業、こちらも同様にこれまでしっかりと進められているところで、令和3年度も取り組みというところも認識をしております。現在の進捗状況並びに令和3年度の取り組みについて、お聞かせください。

続きまして、こちら補正予算書のほうの6ページに移ります。

自転車通行空間整備事業について、この取り組みは、府道とか、あるいはその市道の端っこに自転車の通行レーンを設けるというところで、実際に新在家等々、私も通行してみて、車が自然とその空間を空けるようになり、自転車走行がより安全になったものと理解をしております。それを踏まえて、今年度の取り組みについて、どのようなものか、お聞かせください。

続きまして、26番目。同じく補正予算書6ページの未就学児移動経路対策事業。これについてもしっかりとされているところを認識しております。評価をいたします。その上で、現在の進捗状況と令

和3年度の取り組みについて、お聞かせください。

そして予算概要の84ページ、市内のバスに関する事業について。

こちらは、近鉄バス、そしてセッピー号と、新年度も前年度と同様に実施するものと認識をしております。そして、この事業の妥当性についても判断することについては、やはりもっと検討することが求められるのかなど。一般質問においても挙げられていたパーソントリップ調査での分析について、どのようなものか、お聞かせください。

続きまして、道路管理課のほうに移ります。

28番目、道路床板修繕事業です。予算概要88ページですね。

こちら今年度、正雀本町の道路床板修繕についてしっかりとやっていただいているということを評価いたします。その上で、一定全て確認をされたというところですが、この事業の経緯と内容、そして具体的な取り組みについて、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

以上です。

○野口博委員長 順番に答弁をお願いします。

森川課長。

○森川財政課長 質問番号1番。令和3年度予算の特徴と今後についてでございますけれども、令和3年度の一般会計当初予算額につきましては、400億6,100万円で、前年度に比べますと28億3,700万円、7.6%の増でありまして、当初予算として初めて400億円を超える予算額となっております。

予算の特徴といたしましては、歳出での普通建設事業費が54億8,005万4,

000円と、前年度に比べまして約29億円、112.3%の増となっております。

これは、新味舌体育館建設事業費や茨木市とのごみ処理施設広域化に関する負担金、千里丘駅西地区再開発事業費や阪急京都線連続立体交差事業費など、現在進捗中の事業を着実に推進するための費用を計上しておりますことから、大幅な増額となっているものであります。

一方、歳入におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でありますとか、法人税割の税率引き下げなどにより、市税収入につきましては、前年度比4億7,010万円、2.6%の減と見込んでおります。

歳入と歳出におけます財源不足額に関しまして、市債の発行と主要基金からの取り崩しにより賄った予算編成となっております。

今後についてでございますけれども、現在、進捗中でありまして事業における費用負担、こちらが今後も引き続き発生することに加えまして、令和3年度予算におきましては、これからのまちづくりを見据えた予算も計上しております。

味生地域のコミュニティ施設基本構想策定委託料でありますとか、児童センター機能を含むとりかいこども園の建て替えのための実施設計の委託料、全小・中学校体育館へのエアコン設置に向けての基本設計委託料、給食センター方式による全員喫食実現可能性を調査する委託料、また鳥飼まちづくりグランドデザインに関する費用なども計上しておりますことから、今後、費用負担が発生することと見込まれる多くの事業がございます。そのことから、同程度の水準が今後、複数年続くのではないかと考えております。

○野口博委員長 榎納部参事。

○榎納総務部参事 それでは、質問番号2番。自治体専用チャットツールの中身、考えられる効果等について、ご答弁申し上げます。

パソコンから庁内や他自治体、外部事業者とメッセージやファイル、画像の送受信ができるビジネスチャットツールとなっております。主にL G W A N系の利用となりますが、インターネット系での利用、またスマートフォンからの利用も可能なものとなっております。

これまでの電話・メールそしてファクス等、対面主義といったコミュニケーションをこの業務用チャットに置き換えることで、情報共有、意思決定の迅速化、ペーパーレス化につながるものと考えております。

昨年から無償トライアルを活用し、11課105名の職員が利用しており、電話の回数や時間が減少した、また折り返しの電話が不要になった、またメッセージの履歴が分かることから、議論の経過が見える化できたといったような声が寄せられております。

また、防災における避難所班との連絡強化などにも活用を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、質問番号3番。テレワークシステムについてでございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、国もテレワークの実施を強く推奨しているところでございます。自治体におけるテレワークシステムの導入は、民間と比較した場合に遅れている状況でございます。

4月の緊急事態宣言が発出されたときに、無償トライアルを活用して一部実施を

いたしました。また、令和3年1月からは、地方公共団体情報システム機構の自治体テレワークシステム、こちらの実証実験を活用し、全庁的な展開を図ったところでございます。

この自治体テレワークシステムは、全国455自治体が本市と同様に実証実験を行っており、令和3年度も引き続き、このテレワークシステムを活用してまいる予定でございます。

以上でございます。

○野口博委員長 中尾参事。

○中尾総務課参事 質問番号4番。令和3年度に実施いたします基幹統計調査、経済センサス活動調査についてのご質問にお答えをいたします。

この調査は、全ての事業所、企業が対象の調査であり、この調査により、全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態が明らかになります。

この調査から得られる様々な情報は、行政施策などを通じて、全ての人の生活に還元することはもとより、民間企業や研究機関などでも経営や研究などの基礎データとして幅広く利用され、大規模な調査で極めて重要な調査でございます。

調査対象は、市内の全ての事業所及び企業が対象で、約5,000事業所を想定しております。

調査の内容につきましては、事業所の名称、所在地など基本組織に関すること、事業の内容、売上げ、設備投資など経営活動に関する調査をいたします。

調査体制につきましては、指導員4名、調査員54名、計58名を予定しており、調査対象事業所への調査票の配布や事業所の活動状況の確認をいたします。

以上でございます。

○野口博委員長 川本課長。

○川本総務課長 それでは、総務課に係りますご質問にお答え申し上げます。

ふるさと納税の前年度との比較でございますが、使途選択制が実施されました令和2年度におきましては、件数にしまして19件、金額が合計307万円でございます。

前年度の令和元年度でございますが、件数は17件で、金額が合計362万円となっております。

前年度と比べて、件数は僅かに増加しておりますが、金額としましては減少している状況でございます。

以上でございます。

○野口博委員長 妹尾課長。

○妹尾市民税課長 それでは、市民税課に係ります2点のご質問にお答えいたします。

まず、質問番号6番。主要事業の18ページにございますコンビニ交付サービスに所得課税証明書を追加することにつきまして、その内容とメリットにつきましてご答弁申し上げます。

まず、このコンビニ交付のサービスと申しますのは、マイナンバーカードを利用して市民の方がコンビニ等においてキオスク端末で所得課税証明書を受け取っていただくという形のサービスとなります。

既にこちらのほうは住民票等でのサービスが開始されているものでございますが、市役所が閉庁となっているときでも利用していただけるサービスとして、先ほど委員からもございましたように、このコロナ禍におきまして、市役所までおいでいただくという必要もなく、即日交付で受け取ることができるサービスとなっております。

こちらは、令和3年度に導入をいたしますので、実際に交付の開始ができるのは、令和4年の2月頃と見込んでおります。

所得課税証明書自体は年間で約1万件の発行と想定しております。その中で窓口等でなく、コンビニでの交付というのは、他市の例等をお聞きしましても、全体の1割弱というところまでかというお話でございましたので、実際には令和3年度は2か月ほどの交付開始月数ということになるので、約166件が交付される見込みと考えております。

市民の方のメリットといたしましては、先ほど申し上げましたように、市役所が閉庁であります土曜日、日曜日、祝日でありますとか、時間も朝午前6時半から午後11時までという時間で交付が可能となりますので、そのところにつきまして、今、郵送等で交付を請求される方もいらっしゃいますけれども、こちらはやはり時間がかかるものとなっておりますので、市民の方のメリットというのは、コンビニ等でのサービスが開始されると、かなり利便性の向上が図られると考えております。

次に、質問番号の7番。主要事業の18ページのスマートフォン決済サービスの導入につきまして、ご答弁申し上げます。

こちらは、市税収納の手法といたしまして、スマートフォン決済ができるような形を取り入れるということでございます。実際には、現在コンビニエンスストアで納付していただくことが可能な納付書にバーコードというのを印刷しておりますけれども、こちらはスマートフォン決済を利用して、そのアプリ等を利用した形でカメラにより読み取ることによって、納付することが可能となります。

税に関して対象としておりますのは、個

人市・府民税の普通徴収と軽自動車税の種別割と、あと固定資産税・都市計画税で、金額が1件当たり30万円以下のものとなっております。

こちらにつきましては、やはりコロナ禍でわざわざ外に出かけて納付をしなくてもいいという、時間と場所を問わずに納付ができるという環境を整えないといけないという市民の方からのご意見というのも頂いておりましたので、その対応の必要も課題となっております。

市民の方にとっては、こういう形での納付環境が整備されたということで、一定市民の方のサービス向上に寄与できるものと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 藤原課長。

○藤原固定資産税課長 それでは、質問番号8番。固定資産税課におけます令和3年度評価替えにおける市内の地価動向について、ご答弁させていただきます。

固定資産の評価の基礎となる標準地につきましては、市内に110ポイントございます。評価替えの価格基準日であります令和2年1月1日時点の価格につきましては、3年前である平成29年1月1日時点と比べまして、市内では110地点中64地点におきまして、価格が上昇しております。30地点におきまして、3年前と同価格、16地点におきまして、価格が下落となっております。

なお、評価替えの価格基準日であります令和2年1月1日におきましては、まだコロナ禍の影響が出ていない時期であり、3年前と比較して地価が上昇している地点が多くなっております。

令和3年度の地価公示価格が3月20日頃に発表される予定となっております

が、市内の地価公示におきましては、大多数の地点におきまして、横ばいまたは下落に転じると現在聞いているような状況でございます。

以上でございます。

○野口博委員長 池上部参事。

○池上総務部参事 それでは、資産活用課に係りますご質問にお答えさせていただきます。

まず、集会所管理委託の件でございますけれども、委託料の増額の経過、またその効果はということでございますけれども、集会所の管理委託料につきましては、光熱水費、電気・ガス・水道に係る基本料金を基礎に算定しておりまして、現在の委託料は、年額3万8,000円で、平成19年度に改定した後、据置きとなっております。その後、消費税率の改定等もあり、基本料金そのものが上がっていることから、来年度、つまり令和3年度から3,000円引き上げまして、4万1,000円とするものでございます。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として、換気などを推奨しているため、電気料金の増額や集会所用のシールドなど、そういった備品関係の購入、また従来にない除菌清掃等、管理の負担もふえていることに鑑みまして、令和3年度に限りまして、特別管理委託料として1万円を上積みいたしまして、5万1,000円とするものでございます。

あと効果ということですが、この分につきましては、目に見える部分というのは申し上げにくいんですけれども、今と同様に、気持ちよく、しっかりと管理いただけるものと期待しております。

続きまして、FM推進事業、躯体劣化調査委託料についてでございますけれども、

この躯体劣化調査につきましては、私ども初めて取り組むものでございます。

まず、構造躯体劣化調査とはどういうことかを申し上げておきますと、躯体とは、構成する柱やはり、壁、床、基礎等の骨組みのことをいまして、それら構造物の耐久性や構造的な体力が長期使用にどれだけ耐え得る状態なのかを調査・分析することでございます。

来年度につきましては、公共施設等総合管理計画におきまして、第1次再編の検討対象施設としてピックアップしております、三宅柳田小学校の普通教室棟、特別教室棟と管理棟の3棟を対象に、中身としましては、コア調査、1棟で3か所抜いて、強度や中性化、かぶり厚さなど、専門的なことになりますけれども、そういった調査を行いまして、耐久性や構造的な体力が、先ほど言いましたように、長期使用にどれだけ耐え得る状態なのかということを調査・分析をするものでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 川西課長。

○川西防災危機管理課長 では、防災危機管理課に関します5点のご質問にお答えいたします。

まず、11番目でございます。防犯カメラを20台増設いたしますけれども、警察とどのような協議内容なのかというお問い合わせでございます。

まず、防犯カメラ。これはもう街頭犯罪防止であつたり、犯罪後の速やかな事件解決に向けてでありますので、やはり人が集まる場所、交通量が多いところ、このあたりのリストアップ作業から入ります。このあたりは、事件性も絡んでのピックアップになりますので、主に警察サイドがリストアップされてまいります。

それを受けまして、我々のほうもお話に入らせていただいて、協議という中で具体的にどこにカメラを設置するのか、ここには信号柱があるのかないのか、その柱の同意が取れるのかどうか、このあたりも協議の中身の具体的なところになってまいります。

以上でございます。

続きまして、質問番号12番でございます。総合防災演習から防災訓練に変わったということで、この具体的な防災訓練の中身と進め方というお問い合わせでございます。

ポイントとしまして、二つあると考えております。まず一つ目は、実際の災害のときに防災力向上に直結する実働的な訓練、これを我々はやりたいと考えております。また二つ目は、公助にも限界がございますため、自助と共助の強化が欠かせません。このあたりに軸足を置いた訓練をしたいと考えております。

この後、この二つのポイントを検討した結果、やはり自然災害発災後に最も大切で市民の皆様にもご協力いただくものとしては、避難所の運営がまず上がってくると考えました。

そこで、防災サポーターの皆さんや自主防災組織の役員の皆様にもご参加いただいて、実際の避難所運営を疑似体験いただけるような、そういう訓練を企画してまいりたいと考えております。

続きまして、13番目のお問い合わせでございます。地域防災計画について、具体的にどう修正するのかというお問い合わせでございます。

現在の地域防災計画は、令和2年4月に改訂いたしましたものなんですけれども、その後、いろいろ社会環境が変わってまいりました。具体的には、新型コロナウイルス感

染症であったり、また大阪府の管理される河川のハザードマップ、これも見直しがかけております。このあたりを反映するのが具体的な中身になってまいります。

具体的には、コロナ禍を踏まえた避難所の収容人数の変更でありましたり、また、分散避難、それから安威川、大正川の河川のハザードマップ、二百年に一度から千年に一度の確率に修正されました。このあたりの溶け込み、修正作業が主立ったところになってまいります。

続きまして、14番でございます。新規事業の防災ブック。この工夫や分かりやすさというお問い合わせでございました。

まず、この防災ブックの目的なんですけれども、災害時に市民の皆様が迅速に正しく避難行動をすぐ取っていただける。これを後押しすることが最大の目的でございます。

具体的なこのブックの中身といたしましては、新しく緊急避難場所として設定させていただいた、民間の事業所様も加えた摂津市内の避難所のリストでありましたり、SOS避難メソッドの柱であります分散避難の考え方、また非常時の持ち出し品、このあたりが内容の中心的なものになってまいります。

あと工夫であったり、見やすさ、分かりやすさというところは、この内容を踏まえて、実際のレイアウトについて、子どもからお年寄りの皆さんまで見てもすぐ分かるようなレイアウトであったり、分かりやすさであったり、イラストを多用するであったり、そのあたり同じ内容を伝えるにも、やっぱり見栄え、見た目というのは非常に大事だと考えております。このあたりは大いに工夫したいと考えております。

最後に、15番目でございます。防災サ

ポーターの今後の展開、展望ということでございます。

この防災サポーター制度、令和元年度からスタートした制度でございまして、計画では毎年30名程度の防災サポーターを育成したいと考えております。令和元年度から令和3年度までの3年間で毎年30人ですので、大体90名程度の防災サポーターを育成したい、そういう目標で当初に計画しておりました。

ただ、災害時には我々行政の力に限界がございますし、地域防災の核となる防災サポーターの皆様にご期待する役割というのは、非常に大きいものでございます。

このあたりも踏まえて、防災サポーター制度の今後の展開につきましては、計画の最終年度であります令和3年度、この間にしっかりと今後の方向性も決めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 寺田課長。

○寺田建築課長 それでは、16番目のお問い合わせにお答えいたします。

狹隘道路整備事業、この現行制度と新制度の違い、それと新制度のメリットはということのお問い合わせであったかと思いますが、現行制度のほうの課題といたしまして、市内に多く存在する狹隘道路は、円滑な通行に支障を来し、災害時の避難路、緊急車両の通行阻害の要因など、被害リスクを高め、また、一定規模の開発行為が制限を受けるとともに、ミニ開発による行き止まりの多い住宅市街地が形成されやすい要因となっております。

これまで、本市では平成20年度から狹隘道路拡幅整備に対しまして、助成支援をしてまいりました。ただ、この支援制度につきましましては、個人の宅地の建築確認申請

時の自宅の前でのものに限った支援と
いうことでさせていただいています。

今般、制度見直しの中で、市内では南千里丘、健都のまちづくりをはじめ、今後、阪急京都線連続立体交差事業、千里丘駅西地区の再開発、あと十三高槻線など都市基盤整備事業、これらの進捗が見られておりますので、これらの周辺エリアでは住宅の開発需要も高まってきております。このため、こうした機会を捉えまして、狭隘道路解消により実効性のある新たな支援制度へ見直しを行ったところでございます。

制度の違いの部分では、大きく3点ございます。まず、1点目は、助成エリアの特定といたしまして、現行制度では市内全域で個人の居宅の前面道路であったところを、新制度では重点整備地区を特定し、この3地区のエリア内に限る形での内容でございます。

次に、2点目でございますが、助成対象の拡大でございます。地区内の重点整備路線は、開発区域や宅地の前面以外、開発区域から幹線道路までに至る狭隘道路へ対象を拡大いたしております。

最後に、3点目でございますが、助成内容の拡充でございます。従来の助成内容に加えまして、用地取得費や工作物の撤去費なども対象に拡充をいたしております。

最後に、新制度のメリットにつきまして、開発行為に伴います必要となる道路整備のうち、重点整備地区全体に公共・公益性が高まる効果を及ぼすと、寄与するとされる拡幅整備に限定することで、効率的、効果的に狭隘道路の課題解消と併せて潜在的な住宅需要、これの掘り起こし、新たな土地利用への転換と誘導を図りまして、都市整備事業の周辺部での地域活性化につなげていくということがございます。

さらに財源といたしまして、新たに国庫補助制度を活用いたすとともに、民間事業者とのヒアリングを行い、従来から開発上の課題であった用地取得費等への行政の支援拡充について、よりよいインセンティブを与え、実効性の高くなるような制度設計といたしております。

以上でございます。

○野口博委員長 宮城課長。

○宮城水みどり課長 それでは、水みどり課に関する四つのご質問について、お答えいたします。

まず、17番目のお問いであります新幹線公園の取り組みについて、お答えいたします。

新幹線公園は、新幹線車両並びに電気機関車の内部公開を3月から5月は毎週日曜日、それ以外の月は第2と第4の日曜日及びこどもの日に公開しております。

しかしながら、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、公開中止を余儀なくされる期間もございましたが、公開中止の再開後には、府外からも多くの方々が来園され、好評を得たことから、毎週公開にしたところ、夏場であっても例年の3倍以上もの方々に来園いただいております。

このことから、令和3年度より内部公開を毎週開催にし、検温や消毒作業など受付体制の強化のため、受付の人員を2名から1名増の3名にしております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策といたしまして、隣接事業者であるJR貨物へ電気を分けていただくための協議を重ねた結果、ご協力により、電気設備を設置することが可能になりました。

これにより、感染防止対策としまして、サーキュレーターなどによる換気対策を

十分行くとともに、利便性、快適性のさらなる向上を目指した環境整備に取り組んでまいります。

続きまして、18番目の未就学児用遊具の令和3年度の進め方について、お答えいたします。

未就学児用遊具としてのバケット型ブランコにつきましては、令和元年度に市場池公園のブランコの取り替えに伴い、1台設置しております。このバケット型ブランコは、保護者の方からも安心して子どもを遊ばせることができると、好評を得ていますことから、令和2年度においては、神崎川緑地公園とふるさと公園の2公園でブランコの取り替えに併せて、設置を進めており、3月末までに完成する予定になっております。

また、バケット型ブランコ以外の遊具といたしまして、摩擦抵抗が少なく、緩やかな角度でもスムーズに滑ることができ、安全に楽しめる滑り台の設置を庄屋公園で進めており、これにつきましても、3月末までに完成する予定となっております。

令和3年度におきましては、安威川以北の地域で未就学児の利用が多い公園を対象に、子どもたちが楽しんで遊べ、保護者の方々に安心していただける遊具を選定し、公園遊具の点検結果に基づく遊具の取り替えに併せて、設置を進めてまいります。

19番目の水位計設置の進捗と令和3年度の取り組みについて、お答えいたします。

近年の降雨は局所化、激甚化しており、本市では市内水路の排水流下先にある番田水門の閉門による影響を大きく受けることから、水位計の設置を進めることにより、遠隔監視による水位監視を強化し、水位データを収集分析することで今後の大

雨や台風時の水防活動に迅速、的確に対応してまいりたいと考えております。

水位計の設置は、令和2年度より事業化し、令和6年度末までにポンプ場や取水口ゲートなどの雨水排水施設23か所に設置を予定しております。

令和2年度におきましては、鳥飼地域の三ツ樋ポンプ場をはじめ、計5か所の設置は完了しており、既に水路水位の遠隔監視の運用が可能となっております。

令和3年度におきましては、鳥飼地域の鳥飼上ポンプ場をはじめ計5か所に設置を予定しております。

20番目の問いでございます、味舌ポンプ場の電気更新工事の経緯と経過についてお答えいたします。

味舌ポンプ場水路系施設は、昭和43年に設置され、味舌水路に流れる農業用水及び雨水を安威川へ強制排水させるための施設であり、現在、大阪府に委託し、稼働しております。

近年では、平成27年度よりポンプ並びにエンジンなどの駆動設備の大規模な修繕や更新を行ってきたところであります。

以上です。

○野口博委員長 暫時休憩します。

(午前11時48分 休憩)

(午後 0時58分 再開)

○野口博委員長 再開します。

引き続き、答弁を求めます。

杉山課長。

○杉山都市計画課長 それでは、モノレール駅可動式ホーム柵設置事業についてのご質問にお答えいたします。

ホーム柵設置につきまして、国はホームにおける転落・接触事故やそれに伴う列車遅延を大きく減少させる効果があるとして、1日当たりの利用者数が10万人以上

の駅を優先整備する考え方を示しております。

本市には、ＪＲ西日本、阪急電鉄、大阪モノレールの５駅がありますが、ＪＲ西日本は、在来線の乗降者数１０万人以上の駅及びそれと同程度に優先的な整備が必要な駅などにおいて、ホーム柵設置を進められており、令和元年度末時点で、在来線では大阪駅、京橋駅、高槻駅など１０駅で設置されております。

阪急電鉄は、平成３０年度に十三駅、今年度に三宮駅で設置されております。

大阪モノレールは、全ての駅でホーム柵を設置することとされ、平成３０年度から令和４年度までの予定で乗降客数順に設置を進められており、国、府、沿線各市が設置に対して、補助をされております。

本市におきましても、ホーム柵設置の促進支援のため、設置に係る工事費などを補助対象経費としまして、その６分の１を補助するもので、委員がお示しのとおり、令和２年１２月にモノレール南摂津駅で設置が完了しており、令和３年度は、モノレール摂津駅へ設置される予定であります。

今後、市内のＪＲ、阪急の各駅でホーム柵が設置されるときには、同様に支援してまいりたいと考えておりますが、乗降者数１０万人以上の駅を優先されているといった状況を踏まえますと、市内のＪＲ、阪急の各駅ですぐに設置されるというのは厳しい状況ではないかと考えております。

しかしながら、阪急摂津市駅につきましては、阪急経路線連続立体交差事業による駅舎の高架化に併せて、ホーム柵が設置できないか、機会を捉えて協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 永田参事。

○永田建設部参事 それでは、松本委員の２２番目、２３番目、２４番目、２５番目、それから２６番目、２７番目の六つの質問にお答えさせていただきます。

まず、バリアフリー整備事業についてでございますが、事業の内容、進捗について申し上げます。

事業の内容につきましては、福祉のまちづくり条例に基づき、道路における高齢者、身体障害者等の移動の円滑化を図るため、歩道段差の規定や視覚障害者用誘導ブロックの設置などに適合していない箇所について、改良を実施しているところでございます。

進捗につきましては、令和２年度末において、整備率７８．１％となっております。

続きまして、阪急正雀駅前の進捗、令和３年度の取り組みについて、お答えさせていただきます。

阪急正雀駅前は現在、約半分の用地を確保しておりますが、残りの部分につきましては、国有地の存在や地図が混乱している状態となっております。そのため、各地権者の面積確定に支障を来しておりました。地権者側によって、土地の整理が行われたことから、現在、地図訂正に向けて、法務局と協議を続けており、ようやくその手続について、協議が整ったところであり、その地図訂正に向けた取り組みを現在行っているところであります。

令和３年度につきましては、現在残っている残りの部分の１０棟の建物に対しまして、建物調査を一気に進めるとともに、阪急正雀駅前の地下道も含めた在り方について検討してまいりたいと考えております。

続きまして、千里丘三島線の令和３年度と現状についてのご質問にお答えさせて

いただきます。

現在、用地確保に努めている東側の路線につきましましては、平成28年度から事業を再開しており、外構も含め対象物件14件に対し、令和元年度までに3件の建物の用地を確保しております。令和2年度においては、予定していた7件の物件につきまして、契約ができ、現在、千里丘駅南交差点の角地の部分につきまして、道路開放に向けた準備をしているところでございます。

また、事業の区間の中ほどにある4軒の木造長屋につきましましては、現在、解体作業が開始されたところであります。

これによりまして、千里丘三島線につきましましては、現在、事業用地全体の約8割まで契約が終了しているような状況でございます。

令和3年度、この取り組みにつきましましては、残りの2割につきまして、引き続き、各地権者に丁寧な説明を行い、用地の交渉を続け、建物調査や用地測量などの作業を進め、用地の確保に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、自転車通行空間につきましましてですが、自転車活用推進計画に基づきまして、車道部分に青色の矢羽根型路面標示を施して、自転車通行レーンを設置しております。

令和2年度は、新在家鳥飼中線の新在家交差点を中心に北側と南側に約470メートル施工したところでございます。

今回、補正で上げさせていただいておりますのが、国の交付金を活用するため補正を上げさせていただいております。事業としては、繰り越しを行いまして、令和3年度で実施していきたいと考えておりまして、その施行につきましましては、新在家鳥飼中線、今、整備が終わったところから、

引き続き鳥飼仁和寺大橋付近まで整備延長を延ばして、予定では約1.1キロの整備をする予定で考えております。

続きまして、未就学児の移動経路対策でございますが、大津市で発生した未就学児を巻き込む事故を発端に、未就学児が集団で移動する経路の安全対策について、教育委員会、施設管理者、道路管理者、交通管理者などと緊急安全点検を実施し、12か所の対策を指定しております。

これまでに速度抑制対策として、ハンプの設置、横断防止柵の移設による歩道幅員の拡大、新たな横断防止柵や車止めの設置、路側帯やグリーンベルトなどの設置などを実施し、安全な歩行空間の整備を行っております。

令和3年度につきましましては、路側帯の設置やグリーンベルトの設置を5か所予定しております。これも国の3次補正の交付金を活用して、補正を組ませていただき、事業としては、令和3年度で実施させていただく予定で考えております。

続きまして、バスに係る事業、バスの分析についてでございます。

地域公共交通の現状を把握するため、人の移動の状況を捉えたパーソントリック調査の結果を用いまして、鉄道、バスなどの交通手段別、通勤、通学などの目的別、また年齢別など多様な視点から複合的に分析しましたところ、本市の特徴でございますが、バスの移動の割合は、鉄道や自動車、自転車などの交通手段の中で通勤・通学、病院や買物などの自由目的、また仕事などの業務といった全ての目的で、バスの利用割合は最も低い状況でございます。

バスを利用した交通の全体的な特徴としては、乗客の半分は30代までの世代で、出勤利用が多い傾向でございます。

移動手段のバス利用は約2%と、少なく、さらに高齢者につきましては、その11%と、さらに低い状況でございます。

高齢者の移動の特徴は、買物や通院など自由目的が約5割を示している。その移動は他の世代に比べ、鉄道利用が少なく、自転車や徒歩による短距離移動が主な状況であります。また、その移動は中学校区内の移動が比較的多く、高齢者はよりコンパクトな移動となっている状況でございます。

分析の状況からしまして、こういった状況が見えてまいりました。現状といたしましては、このような結果となっております。

以上でございます。

○野口博委員長 井上課長。

○井上道路管理課長 それでは、28番目の道路床板修繕事業の内容と令和3年度の取り組みについて、お答えいたします。

市内には、水路に床板をかけまして、その上を歩行空間として利用している箇所がございます。これらの床板の中には、設置されてから年数は経過しておりまして、令和元年には正雀本町地域において、床板が破損をいたしまして、本年度、修繕工事を行っているところがございます。

また、市内の床板の総点検を実施いたしまして、通行の安全性を確認しておりますが、これまでの管理記録を基に構造的により詳細な点検を要する箇所を抽出いたしまして、本事業で状態を把握し、修繕が必要な物につきましては、計画的に実施を行ってまいります。

令和2年度は、新在家鳥飼上線の一部で5か所の点検をしておりますが、令和3年度は引き続き同路線において、残りの床板の点検を実施いたします。

○野口博委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 ありがとうございます。

それでは、引き続き、2回目の質問並びに一部要望とさせていただきます。

まず、1番目。財政についてというところで、今年度は歳入歳出とも過去最高と、それをおいて建設事業が非常に大きなウェートを占めるというところで、今後につきましても、引き続きその傾向は続くというところを認識いたしました。

やはりこれからますます事業が多くなっていくという中で、国の補助金とか、何かそういった活用も非常に重要になってくるのかなと考えております。

そういった中で、柔軟な財政運営というのが一層必要となってまいります。その点、財政方、これから引き続き、そんな状態が続くという中で、どのように運営をしていくのか、そのお考えをお聞かせいただきたいなと思います。

そして2番目。自治体専用チャットについてというところで、業務の効率化、意思決定の迅速化を図ることができるというところで、これまでと違って、メール等々とは違ったところでスムーズに物事を進めていくことができるというメリットについて、認識をいたしました。

それを踏まえて、令和3年度の取り組みをされるというところですが、そのシステム、このチャットについての発展性といいますか、今後の方向性というのは、どのようなものかと。何かルール化しているのか、そういったものを何か検討されているのか、その点お聞きしたいなと思います。

続きまして、3番目。テレワークの取り組みにつきまして、テレワークのシステムを、454の自治体も導入して進めていくというところを認識いたしました。

このテレワーク自体は、ニュースもよく見えますけれども、やはりなかなかIT企業等であればスムーズにいくということは認識をしておりますけれども、なかなか対面での業務がある市役所等では、一定の限界があるのかなというところは認識をしております。

今後、コロナ禍の中で、市役所についてのテレワークについての今後の可能性について、どのように考えているのかと、そこを1点お聞きをしたいなと思います。

続きまして、基幹統計調査事業について、経済センサスの取り組む内容、そしてまた体制ですね、指導員4名等々、58名で実施をしていくというところを理解いたしました。

この調査員が調査対象事業者、約5,000事業所に対して、訪問し調査票を配布するということですが、改めて新型コロナウイルス感染症対策と感染症予防など、どのように今講じられているのか、その点お聞かせいただきたいなと思います。

続きまして、ふるさと納税について、5番目ですね。ふるさと納税ですけれども、件数は微増と、金額は昨年よりも下がっているというところを認識いたしました。

使途選択制が始まって、まだまだ周知がやはり私としても不十分だなと感じているところがございます。例えば市民の方からの、新型コロナウイルス感染症対策で寄附をしたいという話を聞いて、私として、新型コロナウイルス感染症対策で市長にお任せで使えるということをご紹介をさせていただいたということもございました。

このふるさと納税をしっかりと市民に、要はいろんな方々に周知をして、ふやして

いくと。そういう努力についても必要かなと考えているところですが、所管課として、どのように考えているのか、課題等も含め、ちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

続きまして、6番目と7番目については、しっかりと市民に対して、メリットがあるということを確認いたしました。

これについては、もう要望とさせていただきましても、この交付サービスがいずれにしても、コンビニのほうでも利用できるということ。何ていいますか、市民サービスの提供がコンビニにも拡大されつつあるのかなという、まだまだいろいろあるかと思いますが、何かそういう方向性があるのかなと思いました。

いずれにしても、市役所に来る必要性がなくなってくる。コンビニ等で一通り所要が済んでいくという方向に今なっているのかなというところを感じております。そうならば、市民の方にとっても当然便利にもなりますし、そういった市民サービス向上に向けて、昔は郵便局が市役所の代わりにいろいろと手続をされたということも認識をしております。それが一つコンビニであれば、まさに各地域にございますので、そこと連携して様々に進めていくことはよいのかなと思っておりますので、そういった視点を持って、引き続き実施をしていただければと思います。これは要望とさせていただきます。

続きまして、8番目、固定資産税について。一部本市としても地価の上昇があるというところを確認いたしました。しかしながら、コロナ禍の状況もございます。令和3年度の土地の税額が上昇する場合は、令和2年度の税額に据え置くというところでございますけれども、そういった1回目で確認

した市内での標準値の地価動向というのが、この税額据置きにどの程度影響するのか。その点、額、あるいは土地などどのようなものかお聞きをしたいと思います。

続きまして、9番目、市立集会所管理事業の委託料増額の内容と経緯については理解をいたしました。電気料と新型コロナウイルス感染症対策で今年度限りで増額というところかと思います。まずは市立集会所というのは、地域の方々が運用して管理していただいているというところですが、F Mでもありましたこの集会所については今後も長期継続して使用していくものと認識をしております。そのためには、まさに施設の損傷などに対して、早期発見、早期処置が非常に重要になってくると考えます。その点、管理と市との連携などについてどう考えているのか、その点お聞かせください。

続きまして、10番目につきましては、躯体劣化調査委託料については、F Mの計画に基づいて、まずこの三宅柳田小学校の3棟を調査すると。長期の使用に耐えるかどうかを確認するということを認識しました。その調査を踏まえて、三宅柳田小学校は今後どのように検討されるのか、今後の方向性ですね、そこについて流れをお聞かせください。

続きまして、11番目、防犯カメラ設置事業です。これについては、警察のほうピックアップをして、市と協議をしているということの認識をいたしました。これについて警察サイドでピックアップしている20か所について、全て設置をできるのか、できる、できない等いろいろ課題等があるんですけれども、その点についてどのような課題等があればお聞かせいただきたいなと思います。

続きまして、12番目の防災訓練のところでは、防災力に直結するものとして、自助・共助の強化を軸に避難所運営の疑似体験等を実施されるというところを理解をいたしました。これについては、要望とさせていただきます。ぜひ、まずは防災訓練、自助・共助と、そしてまた公助の強化にもつながるように、ぜひ連携をさせていただきたいなど。やはり防災訓練の発展性もやはり検討すべきかなと。まずは、今年やって、将来的には災害対策本部訓練と、避難所訓練、そして他機関との連携なども入れた相互防災訓練なりを隔年なり、実施することもよいのではないかと考えておりますので、その発展性もぜひ踏まえて実施をしていただくように要望とさせていただきます。

続きまして、地域防災計画の修正について。こちらについてはS O S避難メソッドと、あるいは新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正をしていくというところを認識いたしました。地域防災計画と併せて防災危機管理課として、業務継続計画であるB C Pをしっかりやっていくと認識をしております。このB C Pと次期防災計画をどう連動させていくのか、その点お考えをお聞かせいただきたい。

続きまして、14番目、防災ブックについて。こちらについては、しっかりと見栄え等も考えてやっていくと。S O S避難メソッドも取り入れていくということは理解をいたしました。ぜひ、避難の実践的行動を伸ばす工夫をしていただければと思います。

そこでまた1点確認ですけれども、やはり中身については、内容の精査というのは重要ななと思っております。情報量が多過ぎると、更新もやはり難しくなると。年数

とともに、いろいろ情報内容は経過をしていくものと考えております。

防災ブックについては、今年のみなのか、それとも定期的に更新をしていくのか、その考え方、そしてあと併せて防災ブック、全戸に配布ということですが、やはり活用方法、防災サポーターの講習で使ったりとか、様々な活用をして認知あるいは周知を図っていくところでも必要だと思いますけれども、その点どう考えているのか、お聞かせください。

続きまして、15番目、防災サポーターの取り組みについてということで、令和3年度で一旦3年間の取り組みを終了して、今後検討していくということを理解いたしました。そもそも防災サポーターにつきましては、地域の防災リーダーとして実施をするということですが、やはり地域の防災リーダーである限りは、やはり各地域に満遍なくいるということが求められるかなと思っております。また、併せて持続可能であるということ、やはり災害がいつ起こるか分からないというように、継続的に続けていく。やはりこれが市民主体ではなかなか継続性に難があるということで一定市として制度を整えて、いわゆる継続を担保していくということで防災サポーターということを認識しておりますけれども、この点、まず言ってみれば地域へのアプローチをどうされるのかと、防災サポーターの今後の考え方、今お答えできる範囲で結構ですので、そこはざっくりと教えていただければと思います。

続きまして、16番目、狹隘道路整備事業について。現行制度と新制度の違い。そしてまた効果について丁寧に説明をしていただきました。潜在的土地利用への需要、誘導も促すということで、非常に高い効果

というのを期待されるのかなと思います。そこでこのようにしっかりとした非常によい制度と認識をいたしました。改めて周知、やはりこれは多くの方々に知ってもらうこと、特に関係者、事業者等に知ってもらうことによって活用してもらうということが必要になってくると思います。そういった周知についてどのように進めていくのか、その点お聞かせをいただきたいなと思います。

続きまして、電気機関車等公開事業について。こちらにつきまして、電気設備を整えたというところ、そしてまた、公表も踏まえて受付人員を3名にしていくなど、新型コロナウイルス感染症対策もしっかりとしていくということを理解いたしました。環境整備について評価をいたします。その環境整備を踏まえた上で、令和3年度、メリットあるいは効果についてはどのように期待をしているのかなと、その点確認をしたいのと、併せて明和池公園などのそういった他の公園などについても、このような新幹線公園のようなよりよい取り組みが必要かなと思います。そこで他の公園などについても同様の考え方はないのか、その点ざっくりでいいのでお聞かせいただければと思います。

続きまして18番目、公園遊具補修事業につきまして、バケット型ブランコ、あるいは未就学児が利用できる場所をしっかりと狙って取り組んでいくというところで理解をいたしました。こちらについては、評価をいたします。市民の方から摂津市内の公園については未就学児の親子で遊べる遊具が少ないという要望も受けておりましたので、進めていただけることを高く評価をいたします。当然、今の子どもたちが遊ぶ環境もいわゆる就学児の子どもたちも当然楽しめる環境、あるいは高齢

者の健康器具等も必要だと思いますので、バランスを取りつつ、しっかりそこは進めていただくように、こちらは要望とさせていただきます。

続きまして19番目、水位計設置工事につきまして、内容については理解をいたしました。遠隔監視の運用がそれぞれ実施することができ、それをさらにふやしていくということで、職員の有事の際の安全確保、そして人員の省略可、業務の効率化を図るものと認識をいたしました。しっかりと進めていただければと思います。19番目は以上です。

そして次が20番目、味舌ポンプ場の電気更新工事の経過と経緯についてというところで、こちらの味舌ポンプ場はもともと摂津市の施設ということで、大阪府に委託し、今稼働しているというところで、ポンプ等大規模設備更新は市でやっていくというところを理解いたしました。こちらについては、引き続きしっかりとやっていただけるように、3台あるポンプの稼働、あるいは施設の維持管理に必要な電気整備更新についてしっかりと更新をしていただければと思います。これについては、維持をしっかりとやっていただくように要望して終わります。

続きまして、21番目、モノレール駅可動式ホーム柵設置事業につきましても、順番待ちということで理解をいたしました。国としては1日当たりの利用者数が10万人以上の駅を優先的にやっていくというところで、なかなかまだまだ先かなというところを理解いたしました。しかしながら、本市においても今年1月末に阪急摂津市駅で人身事故が起きております。昨年10月も阪急正雀駅で起きているということで、そういった事故を防ぐためにも、先

ほどおっしゃられたように、阪急摂津市駅では、今後高架化されると。そういうときに合わせたタイミングでホーム柵の設置を働きかけるように要望をしたいと思います。これについても以上です。

続きまして、22番目、交通バリアフリー整備事業につきまして、内容については一定理解をいたしました。78.1%、令和2年度としては進捗が進んでいると。着実に今進めているところと理解をいたしました。高齢化社会になるにつれて、やはり段差というのはなかなかしんどくなる。こけてしまって、それが寝たきりの原因になってしまうという、そういったところもよくお聞きをします。しっかりと段差解消ということを実証していただきたいなど。また、地域等で要望があれば柔軟に段差解消については対応していただきたいなと思います。こちらについては要望とさせていただきます。

続きまして、23番目、正雀・南千里丘線2路線につきまして、これまでの取り組みと今後の取り組みについても理解をいたしました。これからしっかりと調査して事業の成功に努めていくということを理解をいたしました。また、駅前の地下道の在り方についても、ぜひこれについては大阪府道の岸部豊中線など、この正雀駅周辺道路交通網もまた変わってくるということも認識をしております。そういったところを踏まえて、よりよい交通の利便性の向上に向けてしっかりと検討していただければなと思います。こちらについても要望とさせていただきます。

続きまして、24番目、千里丘三島線道路改良事業につきましても着実に進めるものと認識をしております。残り2割ということです。安全確保も踏まえて本市の背

骨、骨格である千里丘三島線をしっかり安全・安心に通れる歩道空間の確保は非常に重要であります。引き続き鋭意進められるように要望とさせていただきます。

続きまして、25番目、自転車通行空間整備事業につきましても、令和3年度については、鳥飼仁和寺大橋まで進めていくと、現在の取り組みからそちらのほうに進めていくということで理解をいたしました。この取り組みはよいものかと思います。そのところは、しっかりとぜひ取り組みの評価、分析も踏まえて今後また将来的にさらに必要性があるところなど、ぜひ効果を波及するようにしっかり検討していただきたいなと思います。こちらは要望とさせていただきます。

続きまして、26番目、未就学児移動経路対策事業につきまして、12か所の進捗状況、令和3年度の取り組みについては理解をいたしました。ここの未就学児移動経路というところですけども、当然ながら通学路の対策も私はやはり必要と考えております。その点、未就学児の移動経路と併せて通学路の安全対策について、今後の展開をどのように考えているのか、その点お聞かせをお願いいたします。

続きまして、27番目、バスに係る事業について、パーソントリップ調査においてバスの利用率が低い、公共交通機関全体の中での割合では比較的低いというところ、そして高齢者の移動の目的、中学校区内、あるいは買物等に行ってそれぞれの利用の目的等々が分析によって、調査によって分かったというところで理解をいたしました。これを踏まえて、今後公共交通機関の在り方について協議をされるというところを認識しております。高齢者の必要な支援サービスもこういったところで見え

てくるのかなと考えております。併せて、鳥飼仁和寺大橋の無料化とか、十三高槻線の将来的には全線開通などやっぱり道路ネットワークの向上によって、また車の移動、あるいは今まで不便だったJR岸辺駅へのアクセスがバスで行けるようになるとか、そういった可能性も出てくるのかなと思っております。ぜひ公共交通の在り方については、将来的には道路ネットワークの向上についてもしっかりと考慮していただきたいなと。あわせて、そこにもしかしたら、この道路ネットワーク、もっとここが必要だねとかいうことにもなってくるかと思しますので、そういった将来的な展開も踏まえて、ぜひしっかりと検討していただくように、こちらは要望とさせていただきます。

続きまして、28番目、道路床板修繕事業というところで、新在家のところで、引き続き検査をしていくというところを理解をいたしました。本市において、床板、水路に蓋をしているのは往々にしてあると認識しております。改めてこの修繕事業の今後の展開についてどう考えているのか、その点お聞かせをいただきたいなと思います。

2回目は以上です。

○野口博委員長 森川課長。

○森川財政課長 質問番号1番、今後の財政運営の考え方についてでございますけれども、まず国・府の補助金や交付金に関しましては、もれなく申請することが必要であり、情報を的確につかむべく情報収集に励み、予算を計上しております。今後につきましても、しっかり情報をつかんでまいりたいと考えております。

財政運営についてでございますけれども、数年間は厳しい状況が続くと見込んで

おり、できるだけ基金を温存しながら活用する必要があると考えております。そのためにも積極的な市債発行を行うことにより、財源を確保してまいりたいと考えております。

併せて歳出面におきましては、業務効率化をより一層進めることが必要であると考えております。現在実施しておりますいずれの事業も必要であるとは思っておりますけれども、その中でも優先順位をつけて事業のスクラップを行っていくことが必要ではないかと考えております。

○野口博委員長 榎納部参事。

○榎納総務部参事 それでは、質問番号2番、チャットツールの令和3年度の取り組み等についてのご質問にお答えいたします。

令和3年度におきましては、今年度運用している課に対しての導入を進め、継続利用において効果を確認することができましたら、将来的には全職員への利用にも広げていきたいと考えております。このチャットツールは、令和3年2月現在、全国で550以上の自治体が利用されており、今後も利用する自治体が増加することが予想されます。このことから自治体間での情報のやり取りであったり、情報共有が活発に進むことになればよいかと考えております。なお、このチャットツールの利用に当たりまして、大阪府が共同調達を進めており、本市を含む24団体が利用する意向を示しております。このことからスケールメリットを生かすことで利用料が下がる見込みとなっております。

続きまして、質問番号3番、テレワークの可能性、展開等についてのご質問にお答えさせていただきます。

テレワークシステムは感染症対策だけ

にとどまらず、業務継続性の観点から災害時において登庁が困難な状況となった場合や子育て、介護を担う者に対する柔軟な働き方を推進する観点からも有効であるものと考えます。今後テレワークを広げていくためには、情報の適切な取り扱い、保護といった情報セキュリティの対策を行うことと、各業務システムがテレワークを想定して構築されたものではないため、システムの更新時等に業務プロセスの見直しを行うことが必要であると考えられます。引き続き先進市の取り組み状況も参考にしながら調査と取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 中尾参事。

○中尾総務課参事 質問番号4番、2回目のご質問にお答えいたします。

経済センサス活用調査におけます新型コロナウイルス感染症への対応といたしましては、調査員へのマスクや手の消毒液の支給を行い、体調管理についてもしっかりと行っていただくようお願いいたします。また、調査票の配付方法は、できるだけ人との接触を避けるため、調査へのお願いや説明は可能な限りインターホン越しにお願いをします。調査票につきましては、郵便受けなどに入れての配付といたします。調査回答につきましても、インターネットを利用したネット回答や郵送での回答をお願いすることとしております。

以上です。

○野口博委員長 川本課長。

○川本総務課長 それでは、質問番号5番のふるさと納税の件でございます。

ふるさと納税の周知が不十分なのではというお問い合わせでございます。ふるさと納税につきましては、対象者が基本的には市外

の方、市民の方もできるんですけれども、基本的には市外の方が対象ということでございますので、なかなか周知という面では限定されたものがございます。

ただ、そういった中でも、令和2年1月から市のホームページのトップページにおきまして、ふるさと寄附金のバナーを設置しまして、閲覧者がアクセスしやすいように工夫はしております。また、ふるさと納税の申し込みにつきましても、以前は窓口に来ての申し込みというのが多かったんですが、ホームページから直接メールフォームで申し込みができるように申し込み方法の利便性の向上を図っているところでございます。

今後といたしましては、使途選択制で選択された寄附金が令和3年度の予算からそれぞれの事業に充てられることとなります。今後は頂戴しました寄附金がどのような事業に使用されたかというのを公表しまして、寄附者に見える形にして、さらなる周知を図り、募集につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 藤原課長。

○藤原固定資産税課長 それでは、質問番号8番、市内の地価の動向が今回の令和3年度評価替えにおいて、土地の税額が上昇する場合にどのような影響をもたらすかということについてのご質問にお答えをさせていただきます。

今回の評価替えに伴う地価の上昇により、税額が上昇する土地の筆数につきましては、現在、最終集計中ではございますが、約1万3,000筆となっております、税額につきましては、固定資産税、都市計画税合わせて約900万円程度の減収になると推計しているところでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 池上部参事。

○池上総務部参事 それでは、資産活用課に係ります2回目のご質問にお答えさせていただきます。

まず市立集会所の維持補修に関し、不具合の早期発見と処置ということでございますけれども、市内に50か所ある市立集会所のほとんどは、耐用年数が過ぎておりまして、老朽化も進んできております。集会所におきましても当然ながら他の公共施設同様、適切に維持管理し、長く安全に使用できるよう日々努めておるところでございます。集会所の日々の管理につきましては、地元自治会を中心とした運営委員会に委託をしております、集会所の状態をよく把握していただいております。軽微な修繕であれば、管理者で対応していただいておりますけれども、不具合箇所等を発見された場合には、管理者から資産活用課に連絡をいただきまして、担当が現地を確認し、対応しているところでございます。

今後におきましても、常に管理者と連携しまして、不具合箇所が発見された場合にはできるだけ早く対応し、常に施設を安全に保ちまして、安心して活用いただけるように努めてまいります。

続きまして、FMに関してですけれども、劣化度の調査を踏まえて、今後の取り組み、方向性ということでございますけれども、この調査の結果、躯体の状況に応じて今後5年間でどのように長寿命化を図っていくのか、また長寿命化のための大規模改修に合わせて周辺施設も含めまして、今後の人口動態や利用需要を踏まえまして、地域の拠点となります学校施設等をいかに活用できるのか、そのためにはどのような改

修が必要なのかということなどを今後検討し、そして個別の施設計画のほうへ反映していくという予定にしております。

以上でございます。

○野口博委員長 川西課長。

○川西防災危機管理課長 防災危機管理課に關します2回目のご質問にお答えいたします。

まず11番でございます。防犯カメラ設置に当たりどのような課題があるのかというお問い合わせでございますが、具体的に防犯カメラを設置する候補地、これについて一つ一つ現場を確認いたしまして、防犯カメラをどのあたりに設置するか、どういう信号柱につけるかなどを探しまして警察への行政財産使用許可の進めてまいります。また、底地の土地が大阪府の道路の場合は、道路占用の使用許可などの手続も併せて進めてまいります。この際に、ごくまれなんですけれども現地調査した結果、防犯カメラをつけるに適したような信号柱などが見当たらない場合というのもしやばりごくまれにですがございます。また、防犯カメラを取り付ける信号柱がかなり経年劣化が進んでいまして、この信号柱を取り替えますよという形で警察がおっしゃいまして、防犯カメラをすぐにはつけれないというケースもごくまれにございます。このあたりが課題と言え、課題でございます。

続きまして、質問番号13番でございます。地域防災計画と業務継続計画、つまりBCPとの連動関係ということでございます。

まず地域防災計画なんですけれども、これは災害時の対応を網羅的に集約したものです。一方BCPは災害発生時における対応業務、すなわち通常業務の

中で災害時でも絶対に中断できないもの、それから災害対応の中でも緊急を要するもの、これらをリストアップいたしまして、優先順位づけや執行体制を取りまとめたものがBCPでございます。このように地域防災計画を受けてBCPが執行体制を整えている。こういう形で連動関係というよりも直結に近いような関係が見られます。

続きまして、14番でございます。防災ブックについて、今後どのような場面で、どういう形で防災ブックを活用するのかというお問い合わせございました。この防災ブックは避難行動の手引書となるものでございますので、全戸配布させていただきます。また、出前講座や自主防災訓練などで我々が地域の中に入って、地域の皆さんと触れ合うときには、必ず防災ブックを活用して避難行動であったり、啓発に努めてまいりたいと考えております。

あと、お問い合わせの令和3年度だけなのか、これから毎年全戸配布を続けていくのかというお問い合わせなんですけれども、このあたりは令和4年度以降、予算の話もございしますので、なかなかこの場で私からはっきり申し上げられませんが、ただ、防災危機管理課として願うのは、必ずおうちの中にこれはずっと置いておいていただきたいということです。毎年発行が難しくても令和3年度に発行したものはずっとおうちで置いていただけるように、そのあたり表現であったり、表紙であったり工夫してまいりたいと考えております。

続きまして、質問番号15番でございます。防災サポーター、各地域によって若干ばらつきが見られるのではないかとご質問でございます。

委員がおっしゃるように、確かに防災サ

ポーターについては、地域別で見ますと安威川以南で少し防災サポーターの人数がやや少ない傾向が見られます。防災サポーターは地域防災の要でありますし、自助、共助の推進役でございます。このため、地域にばらつきが見られることなく均等にもらえるというのが非常に望ましいと考えておりますので、令和3年度の防災サポーター募集に関しましては、数が少ない地域には重点的に、積極的にお声がけをしてまいる所存でございます。

今後の展開や考え方ということなんですけれども、一番望ましいのは防災サポーターについて、市の手を離れて独自に皆さん、地域のために活動される、それが継続して続くというのが一番理想的な形でございます。とはいいいましても、この制度、令和元年度から始まった制度でございますので、なかなかそこまで定着は正直なところ、まだ今の段階では定着していないと判断しております。今後、長い時間はかかりますけれども、やはり自分たちの地域は自分たちで守るという理念が市民の中に浸透いたしまして、この防災サポーターが地域の中でずっと継続して安定的に活躍していただける、そういうことを後押ししてまいりたいと考えております。

以上です。

○野口博委員長 寺田課長。

○寺田建築課長 それでは、16番目、建築課に関わります2回目のご質問にお答えいたします。

狹隘道路整備事業の制度周知ということで、委員がお示しのとおり、本制度につきましては、開発事業に関係する方々に広く認知を高めていただくということがとても重要な要素になってまいります。我々のほうといたしましては、今後4月からの

制度運用開始がございますので、4月の広報誌、それからホームページ等を初め、不動産に関わる団体、建設業であったりとか、土地取引に関わるような、そのような関係する団体に対しまして、新しい制度周知を積極的に推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 宮城課長。

○宮城水みどり課長 それでは、17番目の2回目のご質問にお答えいたします。

公園内に電気設備が設置されることにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策としての換気対策はもとより夏場の熱中症対策としまして、屋外扇風機や自動販売機の設置が可能となり、より安全に安心して来園していただけるようにしてまいります。

また電気が利用できるようなことから園内、車両内でのイベントや施設改善などのにぎわい創出についても検討してまいります。

新幹線公園を踏まえ、明和池公園を初めとするその他の公園を含めたさらなる魅力向上については、民間事業者へのヒアリングを行ったところ、インフラ設備の投資が必要との意見をいただいております。新幹線公園単体での採算性を考慮しますと厳しい状況にもあります。その他の主要な公園を含めた公園全体の検討において、他市の事例を基にPark-PFI制度や指定管理者制度といった民間活力の導入を視野に入れ、スケールメリットを生かした維持管理ができるよう検討を深めてまいりたいと考えております。

以上です。

○野口博委員長 永田部参事。

○永田建設部参事 それでは、松本委員の

通学路に対する安全対策についてのご質問にお答えさせていただきます。

令和3年度は令和2年度より繰り越させていただき未就学児の移動経路の5か所について取り組んでいきますが、それと併せまして、教育委員会が策定している摂津市通学路等交通安全プログラムを基にしまして学校関係者、道路管理者、交通管理者と連携し、危険箇所の把握に努め、PCDAサイクルとして繰り返し実施し、通学路等の安全確保を図っていき、引き続き取り組んでいくことでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 井上課長。

○井上道路管理課長 それでは、28番目、2回目のご質問で床板修繕事業の今後の展開についてお答えいたします。

新在家鳥飼上線では残り5か所の点検を予定しておりますが、点検の結果を踏まえて早ければ令和4年度には修繕が必要な箇所の実施設計を行い、令和5年度より修繕工事を実施してまいりたいと考えております。

また新在家鳥飼上線に引き続き、ほかの箇所につきましても建設時期や構造、これまでの維持管理の記録などから点検の必要箇所を抽出いたしまして調査点検を計画してまいりたいと考えております。

○野口博委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 ありがとうございます。

それでは、次は全部要望とさせていただきます。

まず、1番目、財政課につきまして、国の補助金の積極的な活用、これもぜひこちらについても要望させていただきます。

また、柔軟な財政運営、基金を温存しつつ市債を発行してやっていくというところ、また事業のスクラップというのもしつ

かりと精査をしていくというところを理解いたしました。やはり財政というものは市民サービスに直結する重要な部分であります。やはりここが適切に運営されることで市の様々な取り組みが円滑に推進されるものと考えておりますので、その点、財政課としてしっかりと考えていただきたいと思います。コロナ禍も含めてなかなか経済が復活しない可能性があるという中でいかにして将来を見越してまちづくりを進めていくというところをしっかりと財政課として考えていただければと思いますので、こちらは要望とさせていただきます。

続きまして、2点目、自治体専用チャットについてと。将来的には全職員への普及ということも考えていると。また各自治体間の情報共有にもつなげていくというところ、大阪府内では24団体で大阪府が取り組むことにも参加の声を上げているということを理解いたしました。今、やはりお聞きする中で、情報共有というのが災害時とか様々な点で業務の効率化にも大きく役立つのかなと思います。そういった意味では、むしろこのツールを適切に使いこなすかどうかというのも一つ重要な焦点になってくると思います。その取り組みについて、情報政策課としてもルール決めなり、あるいはより効果的な取り組みを研究して、普及をしていただくように要望とさせていただきます。

続きまして、テレワークの取り組みにつきまして可能性があるなというところを理解いたしました。介護とかそういった、あるいは在宅勤務の充実、そしてまた子育て支援にもつながるもの、勤務の可能性を引き続き幅広く維持するものと、可能性を有するものと理解いたしました。こちらに

については、よりよい職場環境の充実に向けてしっかりと、そしてまた先ほど言われたようにルール決めがなかなかないところで、どのような形でのテレワークが望ましいのか、そういうところも各部署で令和2年度もしっかりと取り組まれるところ、あるいはなかなか取り組めないところもあると思います。そんな中で先ほど言われた介護とか、在宅勤務の充実の中で適切な在り方というのをしっかりと情報政策課の中で導き出して進めていただければなと思います。テレワークの可能性について、よく理解いたしました。

続きまして、4番目、統計調査につきまして調査員に対してしっかりと新型コロナウイルス感染症対策を促していくというところを認識いたしました。やはり新型コロナウイルス感染症対策をしっかりとしているということは、調査員にとってこの調査に協力するという大きな動機づけになると思いますので、当然直接的なところ、そして心理的なところも踏まえてしっかりと対応していただき、適正な調査を実施するように要望いたします。

続きまして、5番目、ふるさと納税につきまして、使途選択性でこれから寄附の見える化を図っていくんだというところを理解いたしました。使途選択性の寄附の見える化ということ、今回初めてということとどのように見せるかというのをちょっと期待いたします。また、このふるさと納税につきましては、総務省の方針転換も踏まえて、ぜひ次なるふるさと納税への一手も検討していただきたいと考えております。これまでの過度な返礼品競争というものではなく、地場産業の育成等、そういったところがこれからメインになってくるということで、泉佐野市も方針を

変えて取り組んでいるというところを認識しております。それらを踏まえ、本市としてどのようなふるさと納税が発展性を見込めるのか、そこはそろそろ検討すべきかなというところで考えておりますので、これも要望とさせていただきます。

続きまして、8番目の固定資産税課につきまして、令和3年度の土地の税額上昇分、コロナ禍の影響も踏まえて令和2年度の税額に据え置くというところで900万円の減収というところを認識いたしました。これにつきましては、やはりコロナ禍の関係、全体の経済の流れの中でやむを得ないところと認識をしております。しかしながら、固定資産税が本市の税收の根幹であるということは認識をしております。ぜひこの点は適切に実施されますよう、要望とさせていただきます。

続きまして9番目、集会所につきまして、管理者等々と連携して、長期継続に備えてやっていくというところは認識をいたしました。やはり集会所は公共施設でありながらも、集会所についてもずっと委員会で議論されています安全性確保の重要性等々がございます。財政上の問題等、非常に複雑な課題であると認識をしております。その中でやはり大切なのは安全管理かなと認識をしております。使う方が安心して使える、それをどう維持をしていくのか、この集会所についてはしっかりと引き続き検討していただきたいなというところをこれは要望とさせていただきます。

続きまして10番目、公共建築物構造物躯体調査のところで、調査内容を活用して、今後改修していくか等々検討していくと、所管課と連携するというところを認識いたしました。

FM推進に当たって、これが毎年のように

にいろいろと出てくると認識をしております。それを踏まえて、先ほど言った市の財政等々も関係するところだと思います。ぜひFM推進計画を作成され、それを具体化に向けての第一歩というところで期待をしておりますので、適正な運営、そしてよりよい形での長期継続、そして財政も踏まえたよりよい形での公共施設の維持、そして集約等も取り組んでいただければと思いますので、こちらは要望とさせていただきます。

1 1 番目の防犯カメラ設置事業につきましては、防犯カメラが設置できない箇所もあり得る、そういったことが課題ということは認識をいたしました。その点につきましても、ぜひしっかりと警察と協議、連携して円滑にやっていただきたいなと思います。防犯カメラにつきましては、吹田市の千里山の拳銃強奪事件の中で、複数の防犯カメラに映った犯人の映像から、最終的に箕面市の山のほうで捕まえたというところ、その防犯カメラの効果というのは認識をしております。当然、一定のルート、追跡調査をするに当たって、各地点での防犯カメラの重要性というのは理解をしております。そういったところで抜けがないようにしっかりと市としても警察と協力して取り組んでいただきたいなというところで要望とさせていただきます。

続きまして、地域防災計画の修正についてですけれども、業務継続計画、つまりBCPと地域防災計画の連動といいですか、直結するということで考えていると。業務継続計画であるBCPはこれから策定をされるということを認識しておりますけれども、地域防災計画と直結というところで地域防災計画の修正と併せてやはりBCPは今後どう作成していくのか、そこ

のところもしっかりと考えていく必要があるのかなと思います。やはり災害時に市がスムーズに復興業務、そして救助、救援活動、そして広域連携を行うに当たって、業務継続計画が非常に重要になってくると思います。市民の安全・安心のために、この地域防災計画の適切な修正をしっかりとされるように要望とさせていただきます。

そして防災ブックの活用につきましては、いろいろと検討していく、活用するということを認識いたしました。やはり配るだけではなく、いかに活用してもらうか、そういうところにも目線を向けていただきたいなど。自助の強化のために市民の方々が実際に広域避難でもそうですけれども、動いていただくということが非常に肝となってまいります。そのためには防災ブックを活用することが、一つの手法として取り組んでいただきたいなと思います。そしてまた、更新につきましても情報の陳腐化というのもこの安全・安心のまちづくりに非常に重要になってくるのかなと。やはり避難所でも水害時、例えば1,000年に一度の豪雨災害によって避難所が浸水をしてしまうんだと。そういった想定がやっぱり年々変わってきています。東日本大震災でも、もともと避難所に指定されていたところが津波に飲み込まれてしまったというような事例もあります。やはりその時々状況によって情報は変わっていくというところなので、情報の更新ということをししっかりと認識された上での防災ブックの配布、そして今後の方向性というのをしっかりと考えていただきたいなということで、これは要望とさせていただきます。

続きまして、防災サポーターにつきまし

ては、将来的には手を離していくということでのご答弁でした。しかしながら、私は手を離すというのは正直難しいのかなと思っております。以前も本委員会で取り上げさせていただきましたが、防災サポーターを取り上げた最初の私の質問の中で宮古市の事例、自治会に必ず一人は防災士の資格を取得させている取り組み、そしてまた仙台市の防災リーダー制度として地区の町内会に5名を必ずつけていくというところをやっていく。結局なぜかという、行政として継続を担保するために一定の働きかけが必要であるということが被災地での認識ということ、その人がいなくなってしまうたらその連動が失われてしまう。それを行政としては非常に難しい問題、それを解決するのがいわゆる防災リーダーとしての形であるというところだと認識をしております。言うなれば、市民、消防団、消防等々はしっかりと継続、維持管理をしていく。そしてまた避難所運営、防災サポーターが市の避難所運営のサポーターとしてやっぱり位置づけをするのであれば、やはりそこは市が一定の担保を継続していく必要がある。その中で防災サポーターの活用というのは比較的に費用が少なくて済むというので、やはり費用がかかると継続性が困難になるというところを認識しています。費用が少なくて済むということは事業の継続性が担保されるというところと認識しております。そしてまた、まさに仙台市のように、地域に最低一人は確保していくというところ、仙台市にお聞きますと、500名、これが限界だということで、それはやはり仙台市の規模的にいうところだと思います。摂津市においては一定地域で自主防災組織に二人要れば一定の担保が取れる。そうする

ことによって、継続することができ、信頼性が生まれ、そしていずれは、いわゆる避難所の鍵とかのそういったところを委託することができていく。やはりそうすることによって、市の負担を減らして市役所としてはしっかりと自分たちの業務、復興業務の迅速な対応に邁進していくというところ、その地域全体として取り組んでいくためにどうあるべきかというところを考えていかなければならない。その点を踏まえ、防災サポーターはどうあるべきかというのをいま一度しっかりと検討していただきたいというところを要望とさせていただきます。

続きまして、16番目、狹隘道路整備事業につきまして、新制度の周知をしっかりとしていくというところを認識いたしました。ぜひこれはエリアを決められるということはこの時期がやはり開発事業に取り組むチャンスだということを認識をしております。だからこそ、この時期に皆さんに知っていただき、取り組んでいただくように、その努力が必要かと思います。ぜひしっかりと進めるように要望とさせていただきます。

そして新幹線公園の取り組み、そしてまた、周りの公園の取り組みをどう考えていくかというところ、PFIも検討していくというところを認識いたしました。これにつきましては、公園の在り方、考え方も重要になってくるのかなと思います。新幹線公園、これまでは駐車場の確保等についてずっと提案してきております。しかしながら、駐車場の確保がなかなか公園近傍では難しいものというところは理解をいたしました。そのような中、例えば考え方の転換といいますか、市役所から新幹線公園まで歩く、その道のりというものを不便とい

うものではなくて、子どもと親が楽しくコミュニケーションを取りながら行けるわくわくおしゃべりロードといいますか、歩くこともすごく楽しいんだと、歩くこと、新幹線公園のゼロ系新幹線を見るだけじゃなくて、それまでに至る道のりもすごく楽しいんだと。そして親子でのコミュニケーションも取れる場所なんだと、そういうような発想の転換が面白いかなと思います。看板などでこの10分間を大切にしていますみたいな形で、その経路に看板を設置して楽しみをふやすなど、駐車場がないということを逆にメリットに生かしていく。そういったところの発想の転換というのを一つ考えていってもいいのかなと思っています。併せて本市というのは健康寿命延伸のまちづくりを目指しております。歩くということは健康の基本ということなので、保健福祉課と連携してウォーキングコースの指定とか、そういったこれから電気設備を整えて自動販売機とか、そういったものも設置をしていきたいというところも踏まえて、そういった休憩場所にもなり得れば、市民の活用もさらに一層図ることもできるのかなというところと、あわせて、先ほどの例えば明和池公園であれば、ここは滞在型の公園、そして新幹線公園は立ち寄り型の公園というような形で、その公園の位置づけというのでも考えていってもいいのかなと。例えば明和池公園であれば、近くに吹田市の健都ライブラリーが昨年開館いたしました。そこでゼロ系新幹線も見られておりまして、よく聞くのはゼロ系新幹線を二つ見られる地域というのは、レアなことだなとお聞きしております。なので、そういったところで、明和池公園で滞在して、そこで例えば健都ライブラリー、あるいはその中でゼロ系新幹線

があるよということを知って、そこにちょっと立ち寄っていく、そういった公園間の連携というのでも意識して取り組まれるといいのかなと。そしてまた先ほどの吹田市の健都ライブラリーのところにパンフレットを設置していただいて、相乗効果を図っていく。そういったところの取り組みもいいのかなと思いますので、可能性としてはまだまだありますので、その点を検討して発展していただければと思います。こちらについても要望とさせていただきます。

そして、最後に道路床板修繕事業につきまして、こちらでも調査をして修繕があれば修繕をしていくというところです。これも経年劣化というのが大きな課題かなと思っています。やはりこれからますます経年劣化の部分で問題が顕在化してくるのかなと考えておりますので、その点、これも壊れる前に、どんどん対応していくという処置が必要になってくるのかなと思っています。壊れて市民が下に落ちるとかそういうことが決してないように、この取り組みをしっかりと継続して取り組んでいただければと思います。

また修繕事業としては令和2年度の正雀本町地域の事例があります。そういった中でもそこでの自治会要望を踏まえて、柔軟に様々に今回は初めての事例ですので、丁寧に対応するように要望とさせていただきたいなと思います。

以上で終わります。

○野口博委員長 松本委員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午後2時14分 休憩)

(午後2時21分 再開)

○野口博委員長 再開します。

松本委員のほうから要望が一つ抜けていますという話がありましたので、許可します。

松本委員。

○松本暁彦委員 26番目、未就学児の移動経路事業です。3点目の要望が抜け落ちておりましたので申し訳ございません、一言要望とさせていただきます。

未就学児の移動経路だけでなく通学路への対策等もしっかりとぜひ考えていただきたいなと思います。鳥飼西の堤防沿いのハンプ、未就学児の移動経路の対応としてされたというところ、非常に高く評価をいたします。その成果を踏まえ、さらに交通安全対策というものも未就学児の移動経路、そして通学路の対策、さらには地域の要望に応じて柔軟に交通安全対策を市内各地で充実をして、悲惨な交通事故防止に図っていただきたいと思います。要望とさせていただきます。

以上です。

○野口博委員長 続きまして、安藤委員。

○安藤薫委員 それでは、質問していきます。

令和3年度は令和2年度のコロナ禍を経験した上での新年度予算ということで、市長も市政方針の中でもおっしゃっていましたように、一昨年の震災や台風被害、そしてその後のコロナ禍と、今まで経験したことのないような災害であったり、感染症の拡大ということで、それぞれの個人の生活スタイルも変わっていくし、考え方も変わっていく。同時にそうした個人の命、暮らしを守るための行政の在り方、政治の在り方というのもやはり変わっていかないと、こうした状況の下、持続可能な社会を築いていくことはできない。これは恐らくいろんな考え方があるにせよ、同じ思い

だと思います。とりわけコロナ禍で新年度を迎えるという今回の予算編成であったり、議会の論戦というのは非常に今後につながっていかねばならないものではないかなと思っております。身を引き締めながら取り組んでいきたいなと思っております。

その中で、順番にお聞きしていきます。最初は市税のことについてお聞きします。コロナ禍の影響も受けて個人市民税も法人市民税も固定資産税も下がっていると。令和2年度の徴収猶予の部分が令和3年度に滞納繰越分ということで計上されている。それでもやはりマイナスになっているという状況だと思います。いろいろな財政措置等も取られているかと思いますが、税収が落ちるということは企業活動も市民の収入や暮らしの面でも非常に落ち込んでいるということが言えると思うんですけれども、代表質問でも我が党の増永議員が紹介しましたが、大手の信用調査会社東京商工リサーチの調査では、この1年間で過去最高の5万件もの休廃業があったということですね。さらに、東京商工リサーチの情報本部長という方が新年度、つまり令和3年度は企業倒産が1万件、休廃業、解散の法人が5万3,000件から5万5,000件と令和2年度をさらに上回るような状況が起きるということを想定しているというような見通しを語っておられるそうです。中小企業のまちとしての摂津市で、事業者も、それから摂津市に住んでおられる市民の皆さんの生活も非常に深刻な状況がこの令和3年度も続くというふうに見なければならぬと思います。

それで、お伺いいたしますが、今回の市民税、とりわけ法人市民税の落ち込みが非常に大きいと思いますけれども、摂津市の

中小業者の状況、休業業届などの動向を含めて、今回の法人市民税の大幅な減少を見込んでいる状況からどんなふうに見ておられるのか、一つ伺いをしたいと思います。こういった根拠を持ってこういった大幅減の法人市民税、もちろん固定資産税もそうなんですけれども、認識について簡単にお伝えいただけたらなと、初めにお答えいただけたらと思います。

それから市税など税収は落ち込んでいきますから、やはり財政は厳しいというのは、財政の担当の方を初め、皆さんおっしゃるかと思いますが、だからといって減収のままで予算は組めないわけで、当然地方財政計画の中で一般財源総額も確保されているということが報じられていますし、現に一定の措置もされていると思います。具体的に摂津市にどのような形で財政が確保されているのか、その点をお聞かせいただきたいなと思います。

それから次に、財政調整基金、主要基金について聞いていきたいと思います。

補正予算では、令和2年度で財政調整基金の積み立てが約8億円と先ほどもお話がありましたように、令和2年度の事業の中で歳出のバランス等で、今回は8億2,027万9,000円積まれたということです。令和2年度末の段階で財政調整基金、主要基金の残高は幾らになると見込んでいるのか。それから令和3年度、新年度についての財政調整基金、主要基金の取り崩しや令和3年度末の財政調整基金の動向をどういうふうに見込んでおられるのか、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

それから三つ目にいきます。先ほどご説明がありましたけれども、予算書の28ページにあります新型コロナウイルス感染

症対策地方税減収補填特別交付金2億円が新設されております。説明がありましたように、コロナ禍の影響によって建物を償却資産の固定資産税の減免分を補てんするということだと思えるんですけれども、摂津市の固定資産税の減免の状況についてお聞かせいただけないでしょうか、お願いします。

それから次に、地方債、市債についてです。

今回補正で減収補てん債が1億3,590万円計上されました。摂津市の場合ですとたばこ税であったり、地方消費税の減の部分で地方債で補うことができると。令和2年度に限るというものでありますが、そうした市債を組まれております。それから臨時財政対策債も組まれたり、様々な教育債であったり、総務債、進行中の事業のための市債が組まれております。今回の補正で年度中の起債総額がその同じ年度中の償還額を上回っているという状況になったと認識しております。これはいったら今までは起債は償還の範囲の中で起債をするということで年々市債残高を減らしてきたという財政運営があったかと思いますが、この間決算の論戦の中でも指摘しましたように、やはりしっかりと必要なものは借金をして、市民の命と暮らしを守るための対応を取っていくというようなことは必要ではないかなと申し上げてまいりました。ただ、やはり借金ということでもありますので、どういうふうに今後市債の発行と償還について、財政課としてどのようなバランスをもって進めていこうとされているのか、今後の起債方針を含めてお聞かせいただきたいなと思います。

それから次に、資産活用課をお聞きします。FM推進事業ですね、予算概要18ペ

ージにあります。予算額は倍増されておりまして、1,168万6,000円ということですが、先般も総務建設常任委員協議会でFM計画の案が示されて3月にかけてパブリックコメントが実施されました。今年度末には、計画が完成して、令和3年度からこの計画に沿って進められていくと。公共施設の構造躯体の調査をやっていくというようなことであります。その前にやはり公共施設というのは地域住民にとっても非常に重要な財産でありますので、やはり地域の皆さんの声、市民の声をFM計画の中にも一定反映させていく必要があるんだろうと思いますが、まずは、この3月のパブリックコメントの状況はどうであったのか。それに何か反映されるべきものがあったのかどうなのか、それを最初にお聞かせいただけないでしょうか。

次が6点目になります。これは、塚本委員も松本委員もご質問されていますが、デジタル化の問題で、予算概要22ページにあります情報化推進事業についてお聞きしたいと思うんです。やはりデジタル化を進めていくということは、やはり行政もそうですし、住民にとってもそうですけれども、利便性を向上させていく、ひいては生活の質を高めていったり幸せな生活を矜持できるという点でいえば、やはりデジタル社会を進めていくということは、必要なことなんだろうと思います。ただ同時にデジタル化については、先ほども議論がありましたように、利便性を追求すると、そこにはやはりセキュリティーの問題であったり、個人情報に非常に問題が起きるのではないかというような危惧がされています。今国会でもデジタル関連法案の審議が始まっておりまして、デジタル庁の創設で

あるとか、汎用性のあるシステムを国から行政のほうに下していくという問題についてはセキュリティーの面、個人情報を守るという観点、さらには汎用のシステムによって自治体独自の施策がシステムに縛られてできなくなってしまうおそれがあるという問題、また同時に先ほどもありましたオンライン申請も含めて、またはマイナンバーカードも含めて利用できない方々を置き去りにされてしまう可能性がある。対面的なやり取りをするのがデジタル化によってどんどんと追いやられていってなくなってしまうと、これはある人たちにとってもみると、大きな行政サービスの後退にもなりかねないということで、非常にやはり慎重な論議が必要だと思っています。それを最初に申し上げながらお聞きしておきたいなと思います。

まずは、先ほどからもお話がありましたように汎用電子システムというのは一体どんなものなのか、事業予算概要の中にはいろいろな科目があって、電子自治体システム借上料が680万円ほど上がっているし、逆にシステム構築委託料が48.2%、825万円下がっていると。それから番号制度システム整備交付金というのが200万円減っていると。いろいろな科目があるのですが、それぞれチャットツールであったり、汎用電子申請システムがあるんですけれども、どのように絡んできているのか、その点ちょっとお聞かせをいただきたいというのが1点です。

それからもう一つは、これは予算概要の14ページにもありますが、情報政策課が所管している個人情報保護制度運営事業、個人情報保護審議会委員の報酬というのが計上されています。同じく予算概要16ページの情報公開等事務事業の中には従

来どおり情報公開制度の審議会委員の報酬と個人情報保護審査会委員の報酬というのがあります。先ほど少し触れましたけれども、そのデジタル化を進めていく上で情報政策課としても個人情報についてはやはり考慮しなければならない点があって、こういったものがつくられるのか、従来の個人情報保護審議会委員との違いについても併せてお聞きしたいなと思います。よろしくお願いします。

それと、次に、防災危機管理課の防犯カメラについてです。これも先ほどから議論がありましたので、あまり長くならないようにしたいと思うんですけれども、先ほどからの議論の中で、犯罪抑止のために防犯カメラを設置していくということです。主に警察の方から人通りの多いところ、通行量の多いところをリストアップして市と相談して決めていくということでありました。私どもよく地域の中でお聞きするのは、抑止をするという点でいえば、人通りの少ないところ、空き巣であったり、車の置き引きであったり、または人通りの少ないところでの痴漢が頻繁に起きるようなところや、見通しの悪いところにつけてほしいという要望がたくさんあります。人通りの多いところは多くの人がありますから、犯罪抑止という点では、人通りの少ないところにこそ、やはり設置するのであれば、設置するべきでないかなと思うわけなんです。その点について警察の方が考えておられる犯罪抑止であるとか、もしくは犯罪捜査に役立てたいという思いなのか、住民や我々市民であったり、または市の職員の方々が抑止に重点を置くのであれば、やはり通りの少ないようなところにも考慮をするべきではないかなと思うんですけれども、令和3年度、新たに20か

所増設をするということでもあります。その点の考え方、今の私の疑問にお答えいただきながら新しい場所をどういうふうにするのかお聞かせいただけないでしょうか。

次に8点目が防災対策事業です。これはかなり重なっておりますので要望だけ申し上げておきたいと思います。1,000年に一度の雨量に対応するためのものであったりコロナ禍の避難であったり、新しいSOS避難メソッドなどを地域防災計画のほうに落とし込んでいくんだということでありましたので、ぜひ分かりやすいものにしていただきたいと思います。その上で要望させていただくのは、やはり計画であったり、防災ブックもそうですが、出来上がったものを配るだけではやはり命が吹き込まれない。行政の皆さん、防災危機管理課の皆さんが地域に入っているいろんな工夫をしながら防災訓練とかやっていたきながらも、命を守る、絶対に災害で命を落とさないという立場から繰り返し、繰り返し避難の大切さを訴えていく。地域防災計画の趣旨を浸透させていくということが大事だと思います。計画をつくって渡して、あとは地域の皆さん自主でやってくださいではなくて、自助、共助をいざというときに果たしてもらうためにはやっぱり公助として日常でしっかりと準備をしていただくということが大事だと思いますので、その点ぜひそういった立場で頑張っていただきたいと思います。これは本当に我々も応援できること、協力できることは一緒にさせていただきたいと思っておりますので、その点お願いいたします。

続いて、次は道路交通課の自転車通行空間整備事業についてです。これも既に議論がありましたが、矢羽根型路面標示、つまり自転車通行レーンを標示していくとい

うことであります。既に鳥飼の地域は、府道大阪高槻線や新在家鳥飼中線でもそのラインが引かれています。一定自転車が通る空間だということの方が分かる面もある一方で、多くの市民の方から、住民の方から困惑の声が出ているんですね。基本やっぱり歩道を自転車で走っておられたり、車道が非常に狭くてバスや大型トラックが走っている中で車道を走ることによってふらついて車に巻き込まれはしないか。こういう標示を引くのは危険だというような率直な意見をたくさんお聞きしています。矢羽根型路面標示は、やはりこういった空間があるんだよ、逆走はしないようにしましょうねという啓発の意味でのラインだという面もあると思いますので、この矢羽根型路面標示の意味合いであるとか、自転車の安全な通行の仕方というのは、改めて地域の中できちんと啓発をしていくということは重要だと思います。その点の考え方ですね、そういったことを令和3年度さらに通行レーンが広がっていきますので、ぜひそういった取り組みをやるべきではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか、お聞かせください。

次に、予算書の59ページの雑入で、道路交通課の雑入の中にあります自転車自動車駐車場指定管理者納付金というものが令和3年度に114万7,000円計上されています。令和2年度の同じ科目を見ますと、1,300万円となっています。大幅に納付金が減少しています。自転車自動車駐車場の指定管理者からの納付金ですが、なぜこれだけ減額になっているのか、その点ちょっとご説明をいただけたらと思います。

次は、橋梁長寿命化修繕事業についてお聞かせいただきたいと思います。

今回は、主要事業一覧表にもありますように、市内の42の橋の点検と二つの橋の修繕工事を行うとされています。この長寿命化に向けた市内の橋の点検と修繕、全体像としてこういった修繕を進めていこうとされているのか、その点をお聞かせいただけたらと思います。

次に、予算概要の88ページにあります。駅前広場施設管理事業の中に修繕料があります。5,032万円です。令和2年度が300万円不足ですので、こちらは急増しております。新年度、この駅前広場施設管理事業の修繕、こういったものが予定されているのか、お聞かせください。

それから、次に、予算概要の5ページになりますが、都市計画マスタープラン策定事業、主要事業一覧表にも書かれております。都市計画マスタープランは、やはりまちづくりの大きな方針を決めていくという大事なものでもありますので、改訂作業の中身とか、日程ですね、改訂の内容についてお聞かせいただきたいと思います。

次に、予算概要は92ページになります。多世代同居・近居支援事業についてです。新年度も令和2年度と同じく補助金1,175万円が計上されていますが、違うのは印刷製本費として2万円が追加計上されています。この間のこの3世代ファミリースマイルサポート制度ということでチラシ等も作成されているかと思いますが、令和2年度の実績、結構利用されていると聞いておりますが、実績と令和3年度の取り組みについてお聞かせいただきたいと思います。

それからもう1点、同じく92ページにあります震災対策推進事業についてです。耐震改修補助金が、これ560万円から800万円が上がっております。この上がっ

ている理由について、根拠についてお聞かせいただきたいのが1点、それから同じく震災対策推進事業の中のブロック塀等撤去補助金についてです。これは大阪北部地震の際、お隣の高槻市で小学生の子がブロック塀の下敷きになって命を落とした痛ましい事件が起きました。そういったことを防ぐために、危険なブロック塀を撤去すると。市によっては撤去した後の生け垣をつくるまでも自治体が補助をするということで危険なブロック塀をなくしていこうというような取り組みであります。令和3年度、ブロック塀撤去の補助金をどのように運用されていこうとしているのか。市内の危険なブロック塀、既に撤去されているところもあるかと思いますが、撤去されないで残っている。もちろんこの補助の対象にならないブロック塀もあると思うし、対象になるけれども、撤去には至っていないところもあるかと思いますが。危険なブロック塀に対する市の認識とこのブロック塀撤去補助金の制度について、令和3年度進めていこうという上で、何か工夫されるべき点について、新たな取り組み等をするべきだと思いますが、いかがでしょうか、お聞かせください。

次に、水みどり課にお聞きします。予算概要78ページ、農業水路管理事業についてお聞かせいただきたいと思います。

以前も一般質問で農業水路についてお聞きしました。下水道と農業関係者、それから水みどり課で連携を取りながら農業水路を管理していくということだったと思うんですけれども、とりわけ水路台帳作成業務委託料というのが中にありますね。この水路台帳作成業務委託料が前年と比べると額が減ってきていると。台帳作成の内容と、それから進捗の状況、どんなもの

がいつ頃に完成していく運びになっていくのかについてお聞かせをいただきたいと思います。

次が、これも既に松本委員、塚本委員も詳しくご質問されておりました公園遊具や公園の環境についてです。これも要望しておきたいと思います。何度も私も一般質問でやったり、ご意見を申し上げてまいりましたけれども、公園はただ単に空間であったり災害時の避難場所だけではなく、やはりまちの顔として位置づけてやっていくことが重要ではないかと。とりわけ都市計画マスタープランの改訂作業もあります。鳥飼地域はランドデザイン、シティプロモーション等が大きな行政の課題にもなっています。先日も明和池公園に少し顔を出してきましたら、本当にたくさんの小さいお子さんとお母さん、もしくはお父さん、おじいちゃん、おばあちゃんが集まっていました。本当になごやかな光景でその一帯が明るくなります。その近くに住んでいなくても、明和池公園に行こうという。そこにある遊具が公園の愛称になっていく。それがまちの新しいイメージをつくっていく、まちをつくっていくことになるんだと思います。いろいろ魅力的な遊具、それから公園へのアクセス、公園の特徴をそれぞれ地域の皆さんや子育て中のお母さん方の声に耳を傾けていただいて、予算上の制約もあるかと思いますが、そういう視点で公園についての検討をしていただくように要望しておきたいと思います。

以上です。

○野口博委員長 暫時休憩します。

(午後2時51分 休憩)

(午後3時18分 再開)

○野口博委員長 再開します。

答弁を求めます。

妹尾課長。

○妹尾市民税課長　それでは、市民税課にかかりますご質問にご答弁申し上げます。

質問番号1番で、令和3年度の法人市民税の前年度に比べての減少について、どういう根拠で見込んでいるかということと、また事業者の休廃業の状況を捉まえてどう考えているかということの問いについてお答えさせていただきます。

まず、令和3年度の予算についてでございますが、法人市民税につきましては新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により景気のほうが減退しているという状況、また税制改正によりまして、法人税割の税率引き下げが令和2年度もございましたが、令和3年度についても影響が見込まれるということで、両方の部分を見込んだ形となっております。リーマンショック時の法人市民税の現年度課税分の影響というのが、平成19年度と平成21年度の決算を比べましたときに、約50%の減収という状況になっておりました。

新型コロナウイルス感染症拡大等の影響と、先ほど申し上げましたが、併せて税制改正による法人税割の税率引き下げに係る影響も考えまして、令和元年度の現年課税分の決算の調定額が約27億円でございましたので、その50%減少分を令和3年度の調定額と想定をいたしまして、そこから、徴収率等も勘案しまして、令和3年度は13億6,300万円の法人市民税の現年課税分の予算計上をしております。

先ほど、中小事業者中心で、休廃業がかなりたくさん出てくる状況があるというお話でしたが、摂津市におきましては、届出数で確認しますと、令和2年度中で設立と設置というのが増加の要因だと思いま

す。閉鎖、解散、休業、破産というところが減少の要因になるものだと思いますが、この件数を見比べたときには、設立、設置の件数のほうが、閉鎖、解散、休業、破産の合わせた件数よりも多いという状況になっておりますので、法人数としては、差引きすると減っているという状況には、現状としてはない状況となっております。

しかし、昨年度の同時期までの年度中の増減というのを見ましたときには、どちらの届出も、それぞれ減ってるんですけども、減少の具合が、増加の部分の減少率よりも、閉鎖、解散、休業の破産というほうが、減少幅は小さいので、増加の要因という部分が、かなり鈍化している状況にはあると見ております。

全体で、中小事業者の休廃業というのはあるかとは思いますが、あくまでも、市民税ということになりますと、摂津市に事業所がある状況がどうかということです。移転をされたり、反対に摂津市に移ってこられたりという状況で、大きく法人市民税のほうは左右されるというところがございまして、全国の状況を必ずしも映した形になるとは限らないという状況がございまして。

ただ、やはりそういう影響というのは、摂津市も受けるということは考えられますので、そちらも含めて、法人市民税が前年度よりも減収になると考えて、予算計上させていただいております。

以上でございます。

○野口博委員長　森川課長。

○森川財政課長　質問番号1番のうち、国の地方財政計画における一般財源総額の確保と、摂津市の関係についてのご質問でございますけれども、一般財源総額につきましては、全地方自治体におけるマクロで

の計画でありますことから、個別の自治体との関係をお答えすることは難しい状況でございます。

ただ、先ほど、松本委員からのご質問のときにもお答えをさせていただきましたように、国の補助金、交付金につきましては、情報をしっかりと収集をして、漏れない申請を行ってまいりたいと考えております。

それから、国の地方財政計画におきましては、この一般財源総額の確保とともに、地方交付税の総額の確保もされております。地方交付税の総額につきましては、前年度に比べ5.1%増と確保されておりますことから、本市におきましては、令和3年度、交付団体と見込んでいる状況でございます。

令和2年度の普通交付税と臨時財政対策債発行可能額、こちらを合わせた金額が約4億2,000万円でありましたけれども、令和3年度につきましては、4億6,000万円増と見込んでおりまして、8億8,000万円と算出をしているところであります。

次に、質問番号2番の基金の状況でございますけれども、財政調整基金でございますけれども、まず、令和2年度の補正予算第11号を可決いただきました後では、残高が約45億円となります。令和3年度当初予算において約17億5,000万円を取り崩す予算を計上しておりますことから、予算ベースでの令和3年度末の残高につきましては、約27億円となります。

公共施設整備基金と減債基金を合わせました主要三基金に関しましては、同じく令和2年度補正予算第11号を可決いただきました後では、約119億円でありませう。令和3年度の当初予算で、約26億6,

000万円の取り崩しの予算を計上しておりますことから、残高につきましては、約92億円と見込んでおります。

次に、質問番号4番、市債の発行の考え方、市債の発行と基金とのバランスであったかなと思いますけれども、これまで市債の発行額につきましては、元金償還金以内にとどめることによりまして、財政健全化を目指しておりますことから、市債残高につきましては、着実に減少をしております。一般会計での令和元年度末の市債残高につきましては、ピーク時の約4割となります。178億8,800万円ほどとなっております。令和3年度の当初予算において、元金償還金を超える市債発行額を計上しておりますことから、市債残高が増加に転じることと見込んでおります。

市債発行の考え方についてでございますけれども、大切なことのひとつとしましては、市債残高と基金残高のバランスであると考えておりまして、市債や基金の残高が過大、または、過少になることがないように努めることが必要であると考えております。

その点を見定める一つの指標といたしましては、将来負担比率という指標がございます。現在、この将来負担比率につきましては、0%以下であるために、公表値につきましては、バー表示でございます。将来負担比率の早期健全化基準につきましては、本市の場合は350%でございます。

しかしながら、今年度、策定を行っております摂津市行政経営戦略におきましては、令和7年度の目標値を0%以下としておりますことから、この将来負担比率が0%を超えることがないように、財政運営に努めてまいりたいと考えております。

○野口博委員長 副市長。

○奥村副市長 それでは、今、財政課長のほうが財政運営について答弁いたしました。基本的には、考え方は同じでございますが、補足答弁並びにこれからの財政運営について、総括的に私のほうから答弁させていただきたいと思います。

まず、財政運営につきましては、やはり毎年度の収支決算で一喜一憂するものではないと思っております。いわゆる長期的に見て、持続可能な財政状況なのかどうか、あるいは経済変動や地域社会への変化にも耐えられるような財政内容であるのか、これはやはりしっかりと見定めていかなければならないと思っております。

それから、また、行政需要に対して、いわゆる市民サービスの展開も重要な要素となってまいります。幾ら財政運営が手堅くあっても、適正な行政水準が確保されていなければ何にもなりません。また反対に、行政水準の高みを目指して財政危機を招いてしまつては、元も子もございません。

そういう中で、それぞれ今まで財政運営をやつてまいりましたが、財政運営に当たっては、やはり地方公共団体は、国の地方財政対策に大きく影響されてまいります。地方交付税法の第7条には、地方財政計画の策定が義務づけられております。その地方財政計画に基づいて、地方の財源不足額、これは総務省等となります。

先ほどありましたように、税収が減れば地方交付税額がふえる。税収がふえれば地方交付税は減る。これは通常考え方であるんですけれども、やはり地方交付税の原資そのものは、それぞれの国の五税の一定割合であります。その国の五税の一定割合は、不景気になれば当然ですが下がってまいります。地方の市税におきましても、不景気になれば下がってまいります。総額で

は両方とも下がるというのは現実でございます。

その補てんをどうしてるかといいますと、臨時財政対策債、これで発行して、それぞれ帳尻を合わせているというのが現状でございます。その臨時財政対策債は、いわゆる発行、未発行にかかわらず、元利償還金については、地方交付税で見るということになっております。

ここで問題なのは、地方交付税で見るということは、地方交付税の通常の配分額はそれが押し出されて少なくなっていく、こういう問題を抱えているのが臨時財政対策債ということになります。

それから、今までのいわゆる市の財政運営につきましては、できるだけ、要は元金償還の以内の市債発行ということで、いわゆる減債高を抑制してまいりました。

例えば、平成30年度、あるいは令和元年度につきましては、発行は可能であった臨時財政対策債、これは未発行にしております。

ところが、令和3年度におきましては、当初予算の帳尻が合わないということで、地方交付税も見えておりますし、臨時財政対策債も当初予算から見えております。それに基づいて、それぞれ帳尻を合わせております。そういう分では、今までと違って市債発行は余儀なくされると思っております。

最近の社会経済状況を見ますと、いわゆるコロナ禍のために、長期的な経済低迷が予想されております。専門家によりますと、復活するのに4年から5年ぐらいかかるというようなことも予想されております。企業の業績の悪化は、法人税の減少につながります。

それから、働いておられるそれぞれの労働者については、給料の減少によって、そ

れから個人の市民税も当然下がってまいります。それから消費の落ち込みで、地方消費税交付金の減少にもつながってまいります。そういうことになりますと、いわゆる市町村の一般財源が少なくなる、こういうふうを考えられます。そのための調整弁として、我々は基金を持っております。その基金の中には、積立金がそれぞれあるんですけれども、年度間の調整のためには、財政調整基金、これをそれなりに活用させていただいております。

ところが、先ほど財政課長が説明しましたように、その基金においても財政調整基金、これは枯渇してまいります。先ほど財政課長が言いましたように、財政調整基金、令和2年度末では約45億円ございました。当初予算でそれぞれ取り崩しますのです、令和3年度末、このままでいきますと約27億円ということで、かなり減少してまいります。4割減ぐらいの、要は基金の積み立てということになります。

今後は、もちろん今までの経験則でいえば、基金を取り崩しても一定の額は戻ってまいります。ただ、当初にかなり取り崩しをしていることを考えますと、やはり令和4年度の当初予算の編成はどうかということに心配しております。

それぞれ基金の中には主要三基金がございます。公共施設整備基金、それから財政調整基金、それから減債基金でございます。その中で、減債基金は、最近ほとんど手がついておりません。これはやはりそれぞれの公債費対策として、それぞれ積み立ててきましたけれども、公債費の償還のピークは一定終わっております。

ちなみに少しデータを見てみますと、平成10年度末の市債現在高は、約431億円ございました。令和元年度末の現在では、

179億円になっております。約6割減となっております。

それから、現在高に対して償還が当然あります。償還のピークは、平成17年度でございました。このときは、64億円の償還をしておりました。令和元年度では19億円ということで、7割減となっております。

これからは、大型事業により市で多額な市債発行が予定されております。当面は、公債費の償還財源ではなく、予算編成に支障の生じないように、余裕のある財政調整基金が必要となってまいります。

このようなことから、令和3年度のどこかの場面で、減債基金から財政調整基金への積み替えをしようと思っております。これにつきましては、まだ財政課とは詰めてはおりませんけれども、令和4年度のことを考えたときに、あるいは令和5年度のことを考えたときに、一定の基金、自由になる財政調整基金は、保有したいと思っております。

以上です。

○野口博委員長 藤原課長。

○藤原固定資産税課長 それでは、質問番号3番、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補項特別交付金に関して、固定資産税課のほうで軽減の申告のありました件数等についてお答えさせていただきます。

今回の措置に関しましては、中小事業者等において、令和2年2月から10月までの間の任意の3か月の間が、令和元年の、同期間と比べて50%以上売上高が減少している場合については全額、30%以上50%未満減少している方に対しては2分の1、課税標準額を減額するという制度でございます。

今回、令和3年1月4日から令和3年2月8日まで申告期間を設けまして、申告の受付をさせていただきました。現在においても、まだ、申告を一部遅れて出してこられる方もいらっしゃいますが、直近の申告件数につきましては、約300件の申告をいただいておりますような状況でございます。

以上でございます。

○野口博委員長 池上部参事。

○池上総務部参事 公共施設等総合管理計画に関するパブリックコメントの件でございますけれども、パブリックコメントにつきましては、2月1日から3月3日にかけて、市役所をはじめ市内11か所の公共施設及びホームページにおいて実施いたしました。回収した計画冊子の一部に、付箋等は貼ってありましたけれども、結果としてご意見は1件もございませんでした。

以上でございます。

○野口博委員長 榎納部参事。

○榎納総務部参事 では、情報政策課に関わりますご質問にお答えさせていただきます。何分ご質問のほうが多岐にわたっておりますので、答弁漏れ等ありましたらご指摘賜りましたら幸いです。

まず、汎用電子申請システム、こちらにつきましては、例えば、今回試行実施しました保育所の入所申請になりますが、市のホームページからURLをクリックすることで、入所申請フォームが表示されます。そちらのほうに必要事項を入力していただきまして、電子申請していただく形になります。

メリットといたしましては、データが電子データで来ることによりまして、正確なデータが送られ、なおかつLGWAN系でデータが届いてまいりますので、セキュリ

ティーの面においても安全性を確保できる、そういったものとなっております。

続きまして、予算につきましては、委員がご指摘のとおり、こちらにつきましては、使用料及び賃借料の電子自治体システム借上料で予算を計上させていただいております。先ほどご答弁申し上げましたチャットツールも同様でございます。

また、チャットツール及び電子申請システムにつきましても、大阪府は、共同調達を進められてることから、費用額については抑えられるという見込みで考えております。

続きまして、個人情報保護運営制度事業につきましては、個人情報保護審議会の設置を今回新たに考えております。その審議会委員にお渡しする報酬となっております。

続きまして、従前から設置されております個人情報保護審査会、そしてまた、今回新たに設置させていただく個人情報保護審議会の違いにつきましては、個人情報保護審査会は、個人情報の開示請求に対する可否等を審査するものでございます。これに対し、個人情報保護審議会は、個人情報保護制度の運用について、意見等をいただく諮問機関となっております。

最後になりますが、汎用システムを導入していくことで、自治体独自の施策が縛られるのではないかというご質問でございますが、国におきましては、自治体の情報システム、基幹業務の17システムに標準化、共通化を進める計画をしております。本市の各業務システムにつきましては、古く汎用機の時代から多くの独自となるカスタマイズを適用させていただいております。国が進めるこの標準システムに移行するには、やはり現行の業務、運用の見直

し等が必要になってくると考えられます。

また一方で、システム改修には、これまで多くの費用がかかってきたものでございます。今後は、生産人口の減少とともに、職員数も現状より少なくなると考えるときに、住民情報システムの標準化を進めることは、業務の効率化が図られ、コストの削減にもつながるものと考えております。ただ、こういったことを進める上では、やはり委員がご指摘のとおり、さきの代表質問でもお答えさせていただきました高齢者を含め障害者等、そういった方たちへの配慮をきちんと対応した上で、進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 川西課長。

○川西防災危機管理課長 では、質問番号7番でございます。防犯カメラの具体的な設置箇所ということでご質問でございます。

これは、犯罪捜査なのか犯罪抑制なのかという切り口でということでございますけれども、今我々のほうでも、両方大切なことでございますので、現状において警察から20か所以上の要望箇所を頂戴しております。1件1件我々も見せていただいているんですけれども、そのあたり犯罪抑制にもかなり配慮されてるなという実感は持っております。

具体的に、例えば過去にひったくりであったり、痴漢であったり、自動販売機荒らし等、犯罪行為があったところというのは、やっぱり警察は確実に抑えておられます。そのあたりで我々といしましては、この犯罪発生、市内の犯罪発生、一つの要因としましてやはり暗い場所というのがやっぱり、これはやっぱり警察も関係しているとおっしゃっています。

そのあたり犯罪抑制というところでは、防犯カメラも非常に抑制効果あるんですけれども、これについては、まずは明るくする、つまりLED防犯灯ですね。このあたりも絡めまして、市内の暗いところ、なるべく明るくしていきまして、市全体での犯罪抑制で犯罪発生抑制に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 永田部参事。

○永田建設部参事 それでは、安藤委員の自転車通行に関する質問にお答えさせていただきます。

今年度、大阪府道の大阪高槻線、あるいは市道の新在家鳥飼中線において、青色の矢羽根型路面標示を施工設置させていただきました。その効果、意義としましては、自転車は車道通行が原則、歩道通行は例外、車道の左側通行という交通ルールを自転車の通行者に徹底させる意味と、歩行者や自動車ドライバーにも認識させるという目的もございます。歩道空間が十分でない場所において有効で、全国で重点的に取り組みが進んでいる状況でございます。

違法駐車を抑制する効果や、全ての道路利用者が、より安全で円滑に通行していただくことが目的となっており、改めて、自転車は車両であるため、歩道を設けられた道路においては、基本的に車道を通らなければならないとなります。ただし、運転者、自転車利用者が13歳未満、もしくは70歳以上、または体に障害を持っている場合、また、安全のためやむを得ない場合、そういうときに関しましては、歩道を走るときは歩行者に注意し、徐行で通行していただくものとなります。

周知につきましては、交通安全推進協議会などの各関係団体を通じて周知するこ

とや、警察と連携した交通安全教室などを実施するなどを実施すること、あるいは、交差点、歩道における直接指導で周知を図る方法がございますので、そういった取り組みをしていきたいと考えております。

また、過去には、直接、職員自ら作成した自転車交通ルールと題したA3サイズのチラシを全戸配布したこともございます。そういったことから周知徹底は図っていききたいと考えております。

それから、歳入の納付金に関するご質問にお答えさせていただきます。

市営駐車場は、令和元年度に現行の指定管理者となっており、使用料金制度から利用料金制度へ移行しております。利用料金制度は、指定管理者の管理運営費として指定管理者の収入となります。過去の実績から、納付額は設定しておりまして、令和2年度の納付額は、それに基づいて1,300万円を納付していただいております。

しかし、コロナ禍の影響によりまして、4月以降の利用料が、これまでの一時利用で80%程度となるなど、指定管理者の収入が落ち込んでいる状況でございます。令和3年度につきましては、そのような実績とライフスタイルの変化による増収が見込めない予測の下、納付金額に影響が出ているものであります。

今後は、利用料金の収入の推移を見て、納付金額を指定管理者と協議し、決めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 井上課長。

○井上道路管理課長 それでは、橋梁長寿命化修繕計画の全体像についてのご質問にお答えいたします。

本市の管理橋梁は173橋ございまし

て、これらの老朽化対策も実施していかないとはいけません。橋梁は、損傷が発見された場合、道路利用者に多大な不便をかけ、市民生活への影響が大きいことから、損傷が大きくなる前に、修繕を実施する予防保全型の計画的な修繕を実施する必要がございます。そのため、橋梁点検により、橋梁の健全度を把握し、その資料を基に、予防保全型の修繕計画を策定し、その計画に基づいて橋梁修繕を実施してまいります。

これにより、道路利用者に与える影響や修繕費を最小限に抑えつつ、予算を平準化することにより、橋梁の適切な維持管理を推進し、橋梁の長寿命化を図ってまいります。

続きまして、駅前施設管理事業の増額の内容についてでございますが、これにつきましては、例年300万円の予算を頂きまして、雨漏り修繕、駅前の連絡通路の雨漏り修繕等、タイル修繕などの日常の修繕をしているものでございますが、令和3年度におきましては、JR千里丘駅西口のエスカレーターの更新を計上しております。この西口のエスカレーターにつきましては、設置から20年以上が経過しておりまして、これまでの保守点検におきましても、更新の時期を迎えていることが確認されましたので、このエスカレーターの機械設備の更新を行うものでございます。これにかかる費用、約4,700万円が増額となっておりますのでございます。

○野口博委員長 杉山課長。

○杉山都市計画課長 それでは、都市計画マスタープラン策定事業についてのご質問にお答えします。

現行の都市計画マスタープランは、平成26年度に改定したもので、平成27年度からの概ね10年間を計画期間とし、現在

5年が経過しております。この間、人口減少や少子高齢化の進展といった社会情勢の変化や、近年では災害が頻発化、激甚化しており、コンパクトなまちを形成することや、災害に強いまちづくりを進めていくことが重要となってきております。

こうした視点と合わせまして、安威川以北、安威川以南、それぞれの地域の特性を踏まえまして、改訂を行ってまいりたいと考えております。改訂作業は、令和3年度から令和5年度にかけて行うこととしておりまして、1年目は、現行の都市計画マスタープランに基づく施策の進捗状況の検証や、本市のまちづくりにおける課題分析などを行ってまいります。2年目は、まちづくりの基本理念、将来像、基本方針などを決定し、3年目には計画案を作成しまして、パブリックコメントや都市計画審議会といった手続を経て改訂版をお示しする予定としております。

改訂に当たりましては、上位計画である北部大阪都市計画区域マスタープランや行政経営戦略との整合を図るとともに、庁内関係各課からも意見をいただきながら、作業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 寺田課長。

○寺田建築課長 それでは、建築課に関わります多世代同居・近居支援事業に関わる内容でのお問いにお答えいたします。

令和2年度の実績でございますが、2月末現在で、電話窓口の相談問い合わせにつきましては、約140件ございます。その中で、申請を受け付けさせていただいた件数につきましては、住宅取得補助で21件、住宅リフォーム補助で3件、転居補助で11件という状況になっております。

制度が令和元年7月よりスタートさせていただいております。制度周知が令和2年度の課題でございました。広報課と協力させていただく中で、シティプロモーション観点も踏まえ、制度周知を図らせていただいたところ、子育て世代はじめ多くの方に共感をいただいたというところで、申請件数の増加につながったものと認識いたしております。

令和3年度の取り組みといたしましても、この流れをそのまま持続させるということで、引き続きこの制度の周知、いろいろな事業者含め、市内外の市民、市外の方にも広く周知を図るような取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、耐震改修補助の部分で、令和3年度の当初予算のほうの増額の理由ということでのお問いでございました。

こちらのほうにつきましては、3年前の大阪北部地震以降、耐震診断・耐震改修の意欲が高まってきたというところを受けて、令和元年度もかなり実績が上がってきたところでございます。

ただ、旧の耐震基準で建てられた昭和56年以前の建物というのが、築40年以上の木造住宅が対象となっております。そうになってまいりますと、そのまま住み続けて、耐震補強を図る方法と、建て替えて新しく新築をされるという選択がございます。その中で、除却解体を選択される方も一定数おられますことから、近年、それらのニーズを受けまして、今回増額とさせていただいております。

引き続きまして、ブロック塀等撤去補助の内容で、令和3年度はどのような取り組みかというお問い合わせであったかと思っております。

こちらのほうにつきましても、先ほど委員もお示しのとおり、高槻市内の事故を受

けて、制度創設をした内容でございます。令和2年度につきましても、7件申請の受け付けをさせていただいておりまして、平成30年度から数えますと、合わせて47件の申請を受け付けをさせていただいております。

その中でやはり課題となっておりますのが、皆様方、つまり所有者様ですね、ブロック塀であったり、石積みの塀をお持ちの方が、地震の怖さがだんだん喉元を過ぎると、意識がちょっと薄まってくるということで、塀が倒壊するという所有者自身の点検、それから修繕をしていただくと、改善を図っていただくという意識に働きかけていくことが、大変必要になってまいりますので、その制度の周知を高めながら、いかに所有者自身にお気づきをいただくかというところは、肝要かと思えます。

3年前の地震発生以降、通学路であったりだとか、教育委員会、それから市の道路を管理している道路管理者、合わせて塀の点検もさせていただいたところでございますが、何分、個人所有のブロック塀等でございますので、そちらのほうに働きかける取り組みは、併せて引き続き実施をさせていただくような形で考えております。

この補助金につきましても、大阪府の財政支援をいただいているところでございますが、令和3年度限りというようなことも頂いておりますので、引き続き、北摂市長会等を通じて、継続の要望を強く進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 宮城課長。

○宮城水みどり課長 それでは、農業水路管理事業の中にあります水路台帳作成業務委託の内容と進捗、それと完成時期についてお答えいたします。

現在、使用しています水路網図や水路台帳は、昭和59年に作成されたものでございますが、それ以来、市内では、市街化が進む中で田畑が減少し、不要となった水路がふえており、また、道路の歩道の一部として利用するため、水路に蓋をかけたり、大きく変化しております。

今後の水路の機能や構造を含めた水路の在り方を検討していくことが課題となっていることから、この事業により、最新のものに更新を行うものであります。

令和2年度におきましては、資料の整理、また、その内容の検証、それと基礎となる図面、これの作成を行い、令和3年度から2年かけまして、その整理した資料と基礎図を基に、現地踏査を行うという内容になっております。完成につきましては、令和4年度末を予定しております。

以上です。

○野口博委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 ありがとうございます。

今、副市長からもご答弁をいただきました。

私のほうも質問に言葉足らずの部分とか、あと分かりにくい面があったかなとは思いますが、要は、何が言いたいのかといいますと、コロナ禍で税収入も非常に落ち込んでいく、新型コロナウイルス感染症対策の財政需要もふえていく、将来の財政規律の問題も含めて、非常に厳しいのは理解できるけれども、厳しいからといって何もできないというわけではないというのは、お互い共通認識にしたいと。それで、地方交付税、臨時財政対策債等々、ご説明もいただきました。税収が下がってくれば、その地方交付税の特別会計そのものの国税五税の収入も落ちていくわけですから、交付税そのものも目減りしてくるで

あろうし、全体的に落ちてくるというようなことも、よく理解しております。

ただ、こうした非常に未曾有の危機が繰り広げられていく中で、地方団体が、やはり国に対して、こういった状況の下で財政措置をすべきやと、してほしいというような強い要望を上げたことによって、一定額の財源確保、いわゆる地方創生臨時交付金などが上積みをされてきていると、摂津市においても、令和2年度に既に2回、そして令和2年度第3次補正で一定額の交付金が約束されると。これが令和3年度のほうにも回すことができるということで、大体2億3,500万円ほどというお金が新型コロナウイルス感染症対策等で活用できるということがあります。

基金につきましても、副市長もおっしゃいましたけれども、確かに、今までよりは残高が落ちてきますけれども、毎年やはり決算において、不用額等の積み上げによって、一定額の基金が繰り戻されています。

とりわけ令和2年度というのは、コロナ禍などによっていろいろ市の事業そのものも実施できなかった部分もあったりして、不用額等で積み上げられてくることもあるのではないかなと思います。基金そのものと、そういった不用額と、それからこれまでの基金と、それから、地方創生臨時交付金等々を活用していただいて、的確に必要とされているところに対応を取っていくということは、非常に行政としてやらなければいけないことではないかなと思っています。

そういう点でいいますと、中小企業のまち摂津市で、妹尾課長からご紹介いただきましたが、休廃業そのものについては大きく減ってはいないけれども、それは、やはりこの間の持続化給付金であるとか、家

賃助成等々で、中小業者の一定の資金繰りについては、手だてを取られている部分もあると思うんですね。それぞれの地域性もあるかとは思いますが、ただ、この持続化給付金についても、残念ながら政府は現段階ではもう2月末でとめてしまっているという状況の下で、令和3年度に向けて、なかなか経済がすぐに持ち直していかないという中で、その資金繰りでもう既に苦しんでおられる事業者の方、それから、そこで働く方々は雇用が危ぶまれている。非正規の方々であるとか、シフト制で働いておられる方々の仕事、収入が断たれていくというような状況がどんどん起きてくる危険性は、やはりお互い見ておかないといけないなと思います。

そういった点で、もちろん摂津市だけでやれることには限界がありますけれども、地方創生臨時交付金であったり、基金であったり、もしくは市債を効果的に活用していく中で、住民の命や健康や、また、中小業者の営業がもっていくというために活用していくと、そういうような考えに立っていく必要があるということを言いたかったんですが、その点については、もう一回副市長からも、そういった立場で財政も税収入もなかなか大変だけれども、しかし、そういったいろいろな、十分ではないけれども、一定額確保されている財源を住民のためにしっかり活用していくというような立場に立って、やっていただきたいということで、見解をお伺いしておきたいと思います。

それと、固定資産税の減免でご説明をいただきました。同時に、個人市民税においても、やはり納税が苦しくなっている方々に対して、相談窓口に来られた方に対しての対応を取られていると。分割納付であっ

たり、コロナ禍の対応等々しておられるかと思いますが、令和2年度には、市民税の減免が2件実施されたということでご答弁いただいていたかと思います。条例上には、市民税の減免の条例項目はありますが、これまでは、そういった減免を実際に実施してきたことはなかった分、令和2年度、つまり今年度ですね、減免に踏み切ったということは、今後の納税に困っている方々の助けになるのではないかなと思います。

その上で、新年度ですね、市民税等も税の減免の規定について要綱等をつくって、明確にその減免のシステムをつくっていくような予定はないのかですね、その点をお聞かせいただけないかなと思います。

市債につきましてもご説明いただきました。やはり一定額、これまでとは違って、資産も有効に活用していくことだと思います。やはりそのときそのときの財政需要であったり、そのときの社会の情勢等があって、急激に市債残高がふえた下水道整備をすごい勢いで進めた時期には、猛烈に市債残高がふえていったというような時期もありました。それは、政策的な判断でされたことだと思います。

その元金償還そのもののピークも過ぎてきて、これまでは、どんどん市債残高そのものは減らしてきたわけですが、また今後は、施設の老朽化への対応もしかり、それから新型コロナウイルス感染症対策しかりですね、住民への新たな対応も取っていかねばいけないということでもありますので、しっかりとしたバランスを取りながら、市債を有効に活用していくように、これはそういう立場に立って進めていただきたいなと思います。

次に、FM推進事業についてですが、大事な地域の公共施設の在り方になります。

大きな施設をつくったその周りの小さな集会所なども、統廃合、再編の対象にもなっていくと、しかし大小というのは、小を潰して大が兼ねられるかということもそういうものでもありません。地域の中でいかに活用されていくのか。または地域福祉という観点の中で、小さな集会所が果たしている役割というのを改めて見直していかないといけないことだと思います。そういった地域で活動してらっしゃる方々、地域でそういう施設を活用している方々の声をしっかりと聞いていただく必要があるなと思っております。

パブリックコメントは、残念ながらご意見がなかったということではありますが、昨年の3月もたくさんの計画へのパブリックコメントが募集されましたし、今回も、六つの計画が一度にパブリックコメントを求められていて、私も、コミュニティプラザの1階に、六つの計画がファイルに綴られていて、平積みになっているのを見ました。コロナ禍ですので、じっくり時間をもって見るのがなかなかできないという環境の下で、これはパブリックコメントの在り方そのものが問われていることだと思います。

しかしながら、パブリックコメントが何もなくたって、市民の意見はないということはないということだと思います。そういう意味では、住民の方々、またはいろいろな活動に参加されている方々の声をその都度聞いていただきながら、FM推進事業について慎重に進めていただきたいということは要望しておきたいと思います。

それから情報化の問題です。いろいろ国のほうの動きと合わせてお聞きしたので、非常に国と地方、摂津市が今これから進め

られようとしていることが、必ずしも一致しているのかどうなのか私自身もなかなか理解、把握し切れない部分もありますが、少なくとも、やはり今デジタル庁を創設していこうという動きの中で、国が17業務を標準化していこうという動きがある。デジタル庁が、全てのデジタル行政についての非常に強い権限を持っていくということになっていった場合に、自治体独自で取り組んでいるようなこと、地域の要請に応じて積み上げてきたシステムが、その標準化の名の下に進められなくなってしまうというようなことがないように、ぜひこれは慎重にいろいろ議論をしていただきたいと思います。

それと、やはり取り残される方々、今はまだオンライン申請は一つの手段であって、窓口対応での申請というのも当然残されていますが、例えば、思い起こせば住基カードがつくられたとき、コンビニで住民票が取れるようになったということで、地域のサービスコーナーが廃止されました。結局、その住基カードを持たない方が、今までは地域のサービスコーナーで取ったものが取れなくなってしまうという、そういう経験が摂津市にもあるわけです。

地域の方々や市民の方々が、オンライン化によって便利になる人はいいいけれども、そうじゃない方々に対して、しっかりとした従来のサービスを残していく、守っていくというような立場で考えないと、住民サービスの後退ということになりかねないなと思いますので、ぜひそういった検討というか、議論をしていただきたいと思います。

個人情報そのものがないがしろにされていくような動きもあって、自分の情報の自己コントロール権ということも、ないが

しろにされかねないような事態も危惧されておりますので、このデジタル化の問題、また我々もいろいろ議論していきたいと思いますけれども、市民の直接サービスを提供する、市民の個人情報を一手に引き受けていくような行政機関になっていくわけですので、その点は、本当に慎重にやっていただきたいと思います。これも意見を申し上げておきたいと思います。

防犯カメラについてですけれども、犯罪捜査と犯罪抑制というのは、これなかなか専門の人の判断というのは分かりにくいかもしれませんが、地域の方々のやはり犯罪抑制という立場から、こういったところに必要だというような声にも耳を傾ける必要があるなということは申し上げておきたいと思います。

それともう一つは、松本委員からもありましたように、そのデータの活用方法を、やはり管理者がしっかりと把握をしていくということが大事だと思いますし、既に今までは、ほとんど犯罪捜査で警察だけが見ているということですので、誰が、いつ、どういった目的で見たのかというのは、すぐには明らかにされないにしても、一定の期間、もちろんそのデータは消えますけれども、一定の期間置いた後に、摂津市の防犯カメラ、どここの防犯カメラで、どここの誰それが、こういった目的でデータを見たということが、将来的にきちんと分かるようなシステムをつくっていくということは、非常に重要だと思います。その検討をぜひしていただきたいと思います。また、これはもう、今回意見として申し上げておきたいと思います。

それから、ガイドラインであるとか運用規定もあります。防犯カメラが作動中ですよ、防犯カメラがここにありますよとい

う、きちんと分かるようにしていくということも、運用基準に明記されております。それがきちんとされているのかどうなのか、その点をお答えいただけたらなと思います。

次に、自転車通行レーンの矢羽根型路面標示についてです。啓発であったり、それから、摂津市は自転車の倫理条例もつくっております。学校でも安全教室等をやっていますが、やはり地域の方々と、今コロナ禍でなかなか出向くことは難しいですけれども、以前は講習会もあったと思いますので、そういった対応を同時にしていただきながら、矢羽根型の通行レーンの意義を広げていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

あと、駐車場の指定管理者の納付金についてです。

利用料金制度ということでもありますので、厳密に言えば、収入が減っても、契約上納付金を納めるということになるんだと思います。それが、まあ言うたら指定管理者制度ではあるわけですが、今回のようなコロナ禍という非常に特異な状況ということでもありますので、やはり事業者の方にしわ寄せをさせてしまうということは、やはり行政の仕事としてよくないのではないかなと私も思います。

その点は利用料金制度、使用料金制度等、指定管理者の契約の在り方というのは、いろいろ議論をしてきたと思いますけれども、改めて駐車場管理の指定管理者との契約という意味で、利用料金制度、使用料金制度について、今どんなふうにお考えなのか、もう一回お聞かせをいただけないでしょうか。

次に、橋梁長寿命化修繕事業についてです。

公園の遊具でもお話がありましたけれども、点検をして、その遊具の老朽化であるとか危険度というのは、判定をされた上で、修繕計画を立てていかれるというふうに思うんですけれども、130幾つかの橋ですかね、それを5か年で一巡されてきたというふうに、以前お聞きしてかと思うんですけれども、その修繕計画、それからその点検の結果を修繕計画にどのように生かしておられるのか、その点をお聞かせいただけないでしょうか。

あと、駅前広場施設管理事業、修繕料のことで、非常に金額が急増しているということを質問させていただきました。それは、JR千里丘駅西口のエスカレーターの更新だということでもありますので、その点は理解しました。

2点疑問なのは、JR千里丘駅のエスカレーターですね。エスカレーターというのは、もちろん西口、東口の間を通る市民も通行する通路に通じているわけですが、同時に、JRの利用者の方も使われるエスカレーターということであって、例えばモノレールのホームドアの設置については、事業者であるモノレールの会社が行って、摂津市など自治体が補助を出すというようなことが行われて、JR千里丘駅のエスカレーターでの事業者と摂津市の負担割合というものについては、どうなっているのか、教えていただけないでしょうか。お願いいたします。

それから、都市計画マスタープランについてです。

これから、平成28年度から10年ということでもあります。今後5年間で次の計画ということでもあります。行政経営方針、総合計画が行政経営方針に形を変えていく中で、都市計画マスタープランも、そうい

った上位計画との整合性も取りながら、つくっていく必要があるんだろうなと思いますが、当時のマスタープランを見ても、非常にもう現代的な課題がたくさん書かれているんですね。かつてと今とこれからと、いろいろ変わるものと変わらないものというのがあるんですけれども、そこをきちんと、やっぱりこの5年間の到達点というのは明らかにしていただいて、新しい計画に生かしてほしいなと思います。

鳥飼まちづくりグランドデザインもまちづくりの計画でありますし、それからJR千里丘駅西地区の再開発であったり、阪急正雀駅前の再開発であったり、いろいろなまちづくりがありますが、やっぱり定住できるようなまちをつくっていかうと、まちづくりの理念というのを大事にしないといけないと思いますので、そういったこれまでの5年間の到達点であるとか、それから進行管理というのはどう、これまでどうだったのか、今後の5年間は改めてどういったタイミングで中間報告なり出される計画、予定があるのかですね、ちょっとその点もう一回お聞かせいただけないでしょうか。

農業水路についてです。

昭和の時代につくられた水路の台帳を見直しをされて、令和4年度には完成をするということであります。もちろん水路は、農業関係者が農業従事するためには欠かせない施設であると同時に、雨水を処理するための施設でもあります。

ただ、そういった施設というだけでなく、まちの景観の一つだというような観点というのは、非常に重要だなと思います。鳥飼地域などでは縦横に水路がめぐらされていますが、やはり水辺において夏場は少しひんやりとした風が来る、花が咲く、そ

れはまちのイメージにもつながっていくものだと思います。

ただ、そこに危険があったり、不法にごみが投棄をされていたり、もしくはその水路に有害物質などが流されたりというようなことがあった場合は、非常にその水路そのものが、迷惑施設になりかねないと思います。

そういった点では、もちろん水みどり課が、そういったところを全て見るということではないと思うんですけれども、その点、そういった水路の管理、特に不法投棄であったり、汚れであるなどということについては、どのような対応を管理上されているのか、されていこうとしているのか、その点、確認の意味でお聞かせいただけないでしょうか。

以上です。

○野口博委員長 最初に、副市長。

○奥村副市長 それでは、財政運営についてのご質問にご答弁申し上げます。

質問の要旨そのものは、コロナ禍での市民のいわゆる経済状況、それから市民の生活状況、これを直視した、あるいは密着した財政運営、このようなお問いだと思っております。

最初に、コロナ禍の関係なんですけど、先ほどご指摘ありましたように、国のほうの第3次補正で、2億3,500万円のいわゆる臨時交付金、これの内示がございました。この使途につきましては、現在、庁内で協議をしております。追加の補正予算になるのか、あるいは当初予算になるのか、当初予算の補正予算になるのか、これは今後協議をしながら、できるだけ早い段階でお示しをしたいと思っております。

それから、先ほど言いましたように、財政運営に当たりましては、いわゆる健全な

財政であればよいのかというたら、そうではないと思っています。もちろん市民から集めました税を、いかに満遍なく市民の方に還元をする、これは我々の役割というふうに思っております。

そういう部分では、今までの部分を考えますと、過去にご指摘ありましたように、財政力指数が高いということがよく問われてました。もちろん財政力指数が高いというのは違いがありません。

ちなみに、昨年の本委員会のときに、安藤委員のご質問にお答えしたと思っておりますんですけども、令和元年度の市民一人当たりの市税決算額、これは、本市の場合は21万4,021円です。これは府内の各市と比べますと、トップでございます。それから普通交付税の部分が、当然一般財源としてございます。いわゆる財源的な偏在を補てんする意味で、調整する意味で普通交付税が交付されます。それは、本市の場合は3,617円、これは31市中30位でございます。これをトータルいたしますと21万7,637円で、これも税が大きくなっておりますので、31市中2位ということで、非常に一般財源では裕福な市町村の一つには上げられると思います。

ただ、歳入と歳出の問題です。歳入が幾らあっても、歳出が低くなれば、市民サービスは当然低下していきます。歳入に合わせた歳出があれば、当然市民サービスに還元するということになります。これで歳出の充当の一般財源の決算額を見ますと、本市の場合は、市民一人当たり26万2,205円の歳出をしております。府内平均では23万3,724円ですけれども、これは31市中2位となっています。

つまり、31市中の2位のいわゆる歳入で、31市中2位の歳出をしてるというこ

とで、これはもうまさしく市民サービスに還元してるのではないかなと思っております。そういう分では、それぞれ私どもは、市民の生活に密着した、あるいは市民の将来を考えた投資とかいう部分に財源を振り充ててるというふうに言えるのではないかなと思っております。

ただ、コロナ禍の中で、国のほうが非常に景気対策でいろいろなことを打ち出しておられます。これはとても無限ではなく、国のほうも、そろそろ出口戦略を考えておられるのではないかなと思っております。大事なことは、景気が浮揚して、それぞれ市民が、あるいは法人が潤う、これが本来の国のほうの方向だと思っております。決して今のところ窮状を見て、それで補てんをするというんじゃないしに、景気対策、これはやはり市にとっても法人税、あるいは市民税の増収につながる、こういう景気対策について、我々は国のほうの要は動向を注視して、それからまた反対に、地方財政対策、これもやはり注意をしながら財政運営に努めていきたいと考えております。

○野口博委員長 妹尾課長。

○妹尾市民税課長 それでは、市民税課に係りますご質問にご答弁申し上げます。

個人市民税の減免の規定を来年度つくるという考えはないのかどうかというご質問であったかと思います。

まず、個人市民税につきましてですけれども、地方税法で「市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において、市町村民税の減免を必要と認める者、貧困により公私の扶助を受ける者、その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができる」という文言があつて、摂津市の市税条例にも規定をしておるところで

ございます。

ただ、先ほどコロナ禍などの特別の事情によって失業、または廃業などで納税が困難になられた方については、令和2年度においては、当該年において所得が皆無となったため、生活が苦しく困難となった者、またはこれに準ずると認められる者としての適用という中で、判断をさせていただいたものでございます。

来年度につきましては、この現状の条例、また条例施行規則でございますが、規定が分かりにくいところは、一定あるかと思っておりますので、他市の制度も参考にしながら、適用できるかどうかの判断を行う基準の設定をして、規則及び要綱等の整備を行う検討をしているところでございます。

また、そういうものが決定しましたら、市民の方に分かりやすくお示しできる方法というのを考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○野口博委員長 川西課長。

○川西防災危機管理課長 では、防犯カメラを設置している、その設置しているという表示があるのかというお問い合わせでございます。

防犯カメラは必ず信号柱などの柱につけるんですけれども、その柱に防犯カメラ作動させますブレーカーボックスございます。そこの部分に「防犯カメラ作動中 摂津市」ということで必ず表示しております。

以上でございます。

○野口博委員長 永田課長。

○永田建設部参事 それでは、安藤委員の2回目の質問にお答えさせていただきます。

指定管理者とは、基本協定を結び、また

各年度においては年度協定を結び、その納付額を決めております。

使用料金制度のときは、市の歳入で逆に支出が委託料として指定管理者に支払ってございましたが、この利用料金制度になり、支出、委託料の支出はなく、歳入として納付金を頂くようになっており、民間の経営努力により収益の確保や市民サービスの維持向上など、制度のよい点が発揮できております。

令和2年度は、この基本協定により、納付額の減額はせず、当初どおり納付をしていただきました。ただし、令和2年度、この度の件につきましては、コロナ禍により指定管理者の収益にも打撃があり、指定管理者からの事業計画書に基づき、年度協定により考慮し、歳入の納付額を決定したものであります。

以上でございます。

○野口博委員長 井上課長。

○井上道路管理課長 橋梁長寿命化修繕計画の点検結果と、その計画への反映についてのご質問にお答えいたします。

橋梁の定期点検は、5年に一度実施しております。平成26年から平成30年度におきまして、点検を実施しております。その中で、その点検の評価といたしましては、4段階の評価をいたしまして、その内容でございますが、区分4が緊急の措置が必要であるもの、区分3が次回の点検までに修繕が必要なもの、区分2が予防保全段階の橋梁で、区分1につきましては健全という4段階の評価でございます。

一巡目の点検の結果につきましては、区分4、緊急の措置が必要な橋梁はございませんでしたが、区分3、次回点検までに修繕が必要な橋梁が19橋、区分2の予防保全段階の橋梁が54橋ございました。

この結果を踏まえて、計画に反映し、橋梁の修繕を行ってまいりましたが、令和3年度におきましては、2橋の橋梁修繕を計画しております。この令和3年度の修繕工事をもちまして、定期点検でこの区分3と評価された19橋につきましては、全て健全な状態になる見込みでございます。令和3年度でこの区分3の橋梁修繕が完了することから、今後は、区分2の予防保全段階である橋梁修繕に移行してまいります。

続きまして、JR千里丘駅のエスカレーターの管理、JRとの負担についてでございますが、これにつきましては、JR千里丘駅西地区の再開発に合わせて、西口と東口が駅舎の通路を通じてつながりますことから、現在、道路施設として道路管理課で管理しているものでございます。その管理につきましては、市の負担でもって管理しております。日常何か異常が起きた際に、駅員の方が対応していただいているということがございますが、その費用につきましては、管理の費用につきましては、市のほうで負担して管理しておるところでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 杉山課長。

○杉山都市計画課長 それでは、都市計画マスタープランの進捗管理についてのご質問にお答えします。

都市計画マスタープランに記載されております部門別の方針に沿って、具体的な取り組みを担当課でそれぞれ進めていただいております。

その進捗状況につきましては、毎年担当課に照会をかけまして、それを取りまとめたものをホームページにて公開しております。今後、改訂作業を進めて改訂版に移

行するまでは、同じく毎年進捗管理をしてまいりますし、その進捗管理の総括につきましては、先ほど答弁申し上げましたように、改訂作業と合わせて実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 宮城課長。

○宮城水みどり課長 それでは、水路上での不法投棄の対応についてお答えいたします。

水路管理者は、水路の通水機能を確保する必要があるため、現地を確認した上で、通水を阻害する雑草や樹木、ごみなどについては、適宜撤去回収作業を行っております。

しかしながら、不法投棄物によっては、著しく通水機能を阻害するものがあり、本来であれば、原因者が撤去回収をすべきところではありますが、迅速に通水機能を復旧する必要がある場合においては、暫定的ではありますが、水路管理者において撤去回収を行っております。

以上です。

○野口博委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 最後になりますが、副市長からもお答えいただきましたけれども、やはりコロナ禍の状況という中で、なかなか経済はすぐによくならないと、特に弱いところへのしわ寄せというのは、なかなか深刻になって、しかも、それは表に出にくくなっていくというのが特徴になっているかと思うんですね。広く多くの市民の声を聞いたり、相談を受けたりというようなことも重要になってくると思いますし、既にこの間、摂津市が行ってきたコロナ対策、小規模事業者への応援金であったり、福祉従事者への給付金であったり、いろいろなことをやってこられました。他市に先駆け

てやってこられた先進的なものもあったかと思いますが、それは、やはりきちんと検証していただいて、有効な対策を打っていただきたい。

この状況の中で、ワクチンだけに頼るとするのは、非常に危険だというふうに思います。やはり無症状感染者をいち早く保護をして、感染拡大を防ぐということを同時にやっていくということは、非常に重要だと思います。

大阪府のほうも、ようやく介護施設、福祉施設の従事者の方への定期的な検診というのは、スタートさせたようでありますけれども、やはり集団感染なってしまえば、本当に大変なことになってしまいますし、せっかく新規感染者が減ってきているという状況の下で、また新しい波を生み出してしまう可能性があります。保健所も市民病院もない小さなまちでありますけれども、できることで対策を打っていただきたいと思いますし、2億3,500万円の交付金の早急な使い道等、早急に立てていただいて、お示しをいただきたいということは改めて申し上げておきたいと思います。

また、その都度、これまでも市長に申し入れ等もやってまいりましたが、また、今後も気がついたことがありましたら、こちらのほうから提案をさせていただきますので、ご検討いただけたらと思います。

あとは、指定管理者の件、それからJR千里丘駅のエスカレーターの件については分かりました。

それから、防犯カメラにつきましても注意して見ておきたいと思いますが、やはり抑止力を高めるというような意図で、運用してほしいということは申し上げておきます。

先ほど抜けましたけれども、耐震の問題

等、それからブロック塀のことについては、やっぱり行政側から危険な建物であったり、危険なブロック塀について何がネックになっているのか、一たびブロック塀が倒れたときに、取り返しがつかないような状況が生まれるんだと、とりわけ路地の狭い路地の中、狭い地域の中でのブロック塀が、そのままになっているような状況のところについては、先方からの問い合わせ待ちではなく、やはりいろいろ啓発をしていく、それからお話をお聞きしてネックになっているものは何なのか、それに応じて動機づけとなるような新しい施策も打っていかないと、市民の中にも、どんどんそういった大変さが、深刻さが薄れていきますけれども、行政の側のほうも、そういった薄れにつながっていつてしまわないかという心配をしておりますので、その点、令和3年度で、大阪府の補助が終わってしまうというようなことをお聞きしたんですけれども、これはやっぱり大阪府にも継続を強く、関係市町と協力して求めていっていただきたいことを申し上げておきたいと思います。

長寿命化については、橋の修繕工事というのは利用者、通行をやりながら、多分修繕工事も同時にやられることが多いと思うんですね。路面の舗装のときだけは通行止めしますけれども、橋の構造の下の部分とか塗装であれば、通行しながら、利用されながら橋の修繕をやられると思うんですね。私の家の近くでも、修繕工事やっておられました。ただ、塀がばんと立てられてしまって、見通しが非常に悪くなってしまったりします。

やはり地域の方々も、ふだんすんなり見通しのいいところが急に塀が立ってしまって、囲いができたりして、見えなくなっ

てしまうことによって、危うくぶつかりそうになったというような声も聞かれておりますので、そういった長寿命化の修繕工事に限らずですけれども、やはり見通しが悪くなるような工事の場合は、一定の対策を打ってほしい。人の配置をしていただきたい。路面で通行止めになるとか、通行の支障があるということを除いても、視認性を重視していただきたいということは要望しておきたいと思います。

以上です。

○野口博委員長　以上で安藤委員の質問を終わりました。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散会させていただきます。

(午後４時４３分　散会)

委員会条例第２９条第１項の規定により署名する。

総務建設常任委員長　野口　　博

総務建設常任委員　三好　義治